

平成30年第2回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(3)
第1日（6月15日）		
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
高田豊繁君	6
沖野一雄君	21
林 敏治君	33
遠山勝也君	41
川村武俊君	45
町 俊策君	55
大田英勝君	63
議案第30号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	70
議案第31号 与論町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	74
議案第32号 与論町税条例の一部を改正する条例	75
議案第33号 平成30年度与論町一般会計補正予算（第3号）	77
議案第34号 平成30年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	82
承認第 2号 専決処分の承認を求ることについて （与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	83
散 会	85
第2日（6月21日）		
議案第35号 平成30年度与論町一般会計補正予算（第4号）	91
陳情第 3号 町道上畠線の拡幅改良舗装整備について （環境経済建設常任委員長報告）	98
陳情第 4号 オムツ廃棄処分費無料化について （総務厚生文教常任委員長報告）	99

議員派遣の件	100
閉会中の継続審査・調査について	100
閉 会	101

平成30年第2回(6月)定例会会期日程

月 日	曜 日	日 程
6月15日	金	全員協議会 本会議(開会、一般質問、議案審議)
6月16日	土	休日
6月17日	日	休日
6月18日	月	常任委員会
6月19日	火	
6月20日	水	
6月21日	木	議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

平成 30 年第 2 回与論町議会定例会

第 1 日

平成 30 年 6 月 15 日

平成30年第2回与論町議会定例会会議録
平成30年6月15日（金曜日）午前9時17分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 一般質問

第5 議案第30号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第6 議案第31号 与論町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

第7 議案第32号 与論町税条例の一部を改正する条例

第8 議案第33号 平成30年度与論町一般会計補正予算（第3号）

第9 議案第34号 平成30年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

第10 承認第2号 専決処分の承認を求ることについて

（与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

2 出席議員（10人）

1番 遠山勝也君 2番 沖野一雄君

3番 川村武俊君 4番 林敏治君

5番 高田豊繁君 6番 町俊策君

7番 大田英勝君 8番 野口靖夫君

9番 林隆壽君 10番 福地元一郎君

3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（17人）

町長 山元宗君 副町長 久留満博君

教育長 町岡光弘君 総務企画課長 沖島範幸君

会計管理者兼会計課長 大角周治君 税務課長 武東真奈美君

町民福祉課長 田畠文成君 環境課長 田畠博徳君

産業振興課長 町島実和君 商工観光課長 山下哲博君

建設課長 町本和義君 教育委員会事務局長 池田憲司君

教育委員会生涯学習課長 朝岡芳正君 水道課長 仁禮和男君

与論こども園長 富 千加代 君 茶花こども園長 阿 多 とみ子 君
那間こども園長 田 畑 綾 子 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川上嘉久君 書 記川田美知瑠君

開会 午前9時17分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） おはようございます。いよいよ今日は一般質問でございますが、7人の方々が登壇されます。スムーズな進行ができるよう御協力をよろしくお願いいたします。

ただいまから、平成30年第2回与論町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福地元一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番遠山勝也君、6番町俊策君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（福地元一郎君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの7日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月21日までの7日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（福地元一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては、配付しておりますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり、関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（川上嘉久君） 諸般の報告をいたします。

町長から平成29年度与論町一般会計繰越明許費繰越計算書の提出があり、また町監査委員から平成30年5月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付しておりますので、御一読ください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりであります。

また、議会だよりについては、3月の定例会の内容を特集した「よろんちゅう議会だより第127号」を全世帯及び関係機関等に配布してありますが、編集作業に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 一般質問

○議長（福地元一郎君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

5番、高田豊繁君。

○5番（高田豊繁君） おはようございます。

今日は、水道課から仁禮課長、はじめ新しい課長が3人、また、新しい園長が今議会から来られまして、大変ピカピカに感じられます。

これからまた、責任者として頑張ってもらって、町長と一体となって町政発展のために頑張っていただきたいと思います。期待しておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、先般通告した一般質問をさせていただきます。

1 タクシー利用券助成制度の創設について

(1) 公共バス等の利用ができない地域の住民、免許がなく車両を運転できない高齢者等の交通弱者に対する「タクシー利用券助成制度」の創設計画はどうなっているか。

2 農業用廃ビニール処理の適正化について

(1) 営農活動に伴う農業用廃ビニール処理については、町が受け付けて島外へ搬出する方法が最も安価で適正な処理方法だと思われますが、その考えはないか。

3 課設置の再編について

(1) 現在の町民福祉課は、分掌事務が膨大であり、町民課と福祉課に再編し執務の効率化を図るとともに、産業振興課は、農業委員会を含めた産業課と耕地課に再編し、よりフットワークが軽い行政サービス態勢を構築する必要があると痛感されるが、その考えはないか。

4 公衆便所の設置について

(1) マラソンコースに隣接しているハキビナ墓地や船倉墓地には、観光客や墓参者の利用、墓地管理の面からも公衆便所の設置が必要であると思われ

るが、その考えはないか。

5 いじめ防止対策について。

(1) 島の宝である子供たちの学校内いじめ防止対策について、教育長はどのような手立てを行っているか。

以上5点です。よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。

それでは、高田議員の御質問にお答え申し上げます。

まず最初に、タクシー利用券助成制度の創設についてでございます。

御指摘のとおり、現在、敬老バス無料乗車券交付条例に基づき、月5,000円を上限に無料乗車券を75歳以上の希望者に対し交付を行い、1年間100万円から110万円程度の助成事業を実施しておりますが、バス路線から外れた住民の方々などの交通弱者に対する助成をどうするか、大きな課題であります。

ただ、この問題は、バス無料券同様タクシー利用券を助成すればよいかというと、財政負担の面や助成対象者の設定及び公共交通バス路線維持の問題などをクリアしなければならない様々な課題があると思われます。

今後、交通弱者対策検討委員会において、様々な角度からの御意見を集約し、方向性を示していきたいと考えております。

次に、農業用廃ビニール処理の適正化についてでございます。

農業用廃ビニール処理につきましては、与論町農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会等において協議し、営農活動が安心してできるよう、焼却施設導入による島内処理を目指して取り組んでまいりました。

奄美群島内の廃プラスチック類の処理状況を調査・検討したところ、徳之島を除く他市町村においては、島外搬出処理を行っております。

このような状況を踏まえ、島外搬出処理費用と機器導入処理費用を比較検討した結果、農家負担の少ない島外処理を行うことが適当であるという結論に至りました。

農業用廃ビニール処理のための焼却施設の導入については、奄美群島全体の共通課題として捉え、JAあまみ及び大島郡市町村等の広域レベルで検討し、焼却能力の高い機器を奄美群島内に導入することが望ましいと考えております。

今後、輸送体制を整えるため、廃プラスチック類の受付及び集積場所についても関係機関と協議・検討し、速やかに対応したいと考えております。

次、課の設置再編についてでございます。

課の統廃合につきましては、これまで与論町自立化戦略会議からの提言や、与論

町行政改革集中改革プランに基づき、行財政改革の目的を推進するために、行政組織機構の見直しを行ってきたところであります。

近年、行政ニーズの多種多様化や高度化に加え、担当業務の範囲も広範囲となつてきている現状がありますので、今後、課の再編につきましては、職員の定数管理や財政運営面、課の相互連携体制の構築等を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、公衆便所の設置についてでございます。

観光客並びに地域の方々の利便性を高めるために、公衆便所の増設は効果的であると認識をしております。ハキビナ墓地については、かつて海岸側に設置されていた公衆トイレが老朽化と台風被害により損壊し撤去されて、近隣利用者に不便を来している状況であります。また、隣接する外周道路は奄美トレイルのコースとなる予定であり、観光客の利用の面でも重要な場所であります、建設用地の確保や、その他要望箇所との調整を行う必要があり、課題に取り組みながら設置の可能性について検討してまいります。

船倉墓地に関しては、船倉海岸の海岸端にトイレが設置されておりますが、マラソン大会開催時に、墓地隣に給水所を設置している中で、マラソンコースから外れて船倉海岸のトイレまで行かれるランナーに対して、大変不便な思いを強いておりますので、仮設便所の必要性を感じております。

しかしながら、普段の利用率や費用対効果を考えた場合、新たに公衆便所を設置するにはハードルが高いものと考えます。

船倉海岸端のトイレのほか、車で2分程度のところに大金久公衆トイレもありますので、既設トイレを利用していただけるよう案内板の設置を行うなどの方法で対処してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、いじめ防止対策についてでございます。

本町では、鹿児島県いじめ防止基本方針の改定を受け、与論町いじめ防止基本方針の改定を行いました。学校においては、これまでの方針のもと、各学校でいじめ防止基本方針を策定し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめの早期対応」に努めるとともに、道徳の授業の充実に努めています。

また、いじめの早期発見や早期対応のために、いじめ実態アンケート、「学校楽しいーと」を実施したり、生徒指導連絡会、いじめ対策委員会、校内生徒指導委員会、教育相談週間などを実施・開催しております。

さらに、いじめを許さない・しない、思いやりの心の教育の充実を図るために、

いじめ問題を考える週間、人権週間、生命尊重週間などの機会を捉えて指導を行っております。

なお、いじめは学校だけで発見・解決できるものではないという考え方から、授業参観の実施やPTAや週報などを通じて家庭への啓発も行うとともに、与論町校外生活指導連絡協議会の委員の方々には、与論町いじめ問題対策連絡協議会の委員を兼ねていただき、年度当初にいじめの早期発見につながるいじめの対応などについて理解をしていただく資料を配布し、子供たちの見守りに御協力をいただいております。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） それでは、まず1点目のタクシー利用券助成制度の創設についてでございますが、私が言わんとするところは、75歳以上の高齢者です。75歳以下でも確かに交通弱者、あるいは足腰の弱い人もいるのですが、やはりある程度の年齢のボーダーラインが必要だと考えるのですが、75歳からは、一応免許を返納するようなシステムができます。

このことにつきましては、3月議会でも触れたわけですが、町長からバスが利用できない地域については、タクシーの利用も助成はどうかということを検討しているということがありまして、そこで、いろいろ調べさせてもらったのですが、本町で75歳以上の人口は、1,009人おります。そして、そのうち敬老バスの利用者が約100人程度あるようです。

それから、75歳以上で免許を持っている人は454人いらっしゃいます。これは鹿児島県警のデータですが、この1,009人から、これらの方々を引くと、45人しか残らないのです。75歳以上ですよ。先ほど敬老バス無料乗車券交付条例に基づき、月5,000円を上限にということですが、5,000円分バスに乗るということは、これは大変なことだとは思うのですが、仮に、月に1,000円のタクシー乗車、商品券みたいな感じで発行すると、年間544万8000円になるのです、454の方々に交付しますと。というのは、あまりタクシーに偏り過ぎますと、敬老バスを利用している方々が、例えば、公共バスを利用しないでタクシーに依存してくるとなると、今現実問題として、この公共バスが維持できている乗車率、乗車密度というのですが、これは、そういう方々が乗っていらっしゃるおかげ、今からうじて乗車密度が1.1なのです。

総務企画課長どうですか、間違いないですよね。

そういうことで、1.1を下回りますと、これが2年続きますと、県からの補助金が出なくなるということになります。ですから、私どもにとって、この無料タクシー乗車券よりは、公共バスの維持存続というのは、これは重要な問題ですので、

こういったことのバランスを考えなくてはいけない。

先ほどの答弁の中でも、公共バス路線維持の問題等に触っていますが、これは大事な問題です。そういうことで、どのくらいの人口、どのくらいの方々を大体対象に考えていらっしゃるかというのが、出てきていないです、この答弁では。漠然としすぎているのです。ですから、やはりある程度試算をして、年間どのくらいの予算が要るということで、これは上司とも相談してみるということも、また大事ではないかなと思います。

バスの問題と、こういった免許証のない人、免許のある人にまでタクシー乗車券を無料配布というのは、ちょっとやり過ぎではないかなと僕は思いますので、自分で運転できて、自分で目的地に行ける間は自分で頑張ってもらうということでいいのではないかと、僕は、そのように考えています。

町長、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） おっしゃるとおり、先の定例会で高田議員から質問がありまして、そのあと、いろいろと私たちなりに考えてきたのですが、やはり一般の方々を交えて、交通弱者対策委員会などを開いて、あらゆる面から検討していく必要があるのではないかと考えて、このような答弁になったのですが、今後そういう形で検討していきたいなと思います。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 会をするときは、どうすればどのくらいの人口がどのようにいらっしゃるか、月に何回ぐらい利用するかということもシミュレーションをつくっていただきて、パターンをですね。

そういうことで、その対策検討委員会の方々も、これは専門家ではないのですから、そういう方々に審議をお願いできるような素材づくりをしっかりと持っていたい上で、こういったのを立ち上げていただきながら、これを早急にですね。それほど考える時間はなくてもいいと思うのです。これは本当に予算の問題だけであって、やろうと思えば、これはすぐ執行できるのではないかと思います。これは条例の制定も必要だと思いますので、そこら辺を含めて、なるべく早く短いスパンで、これが解決できるように目途をしっかりと築いていただきたいなと思います。

どうでしょうか、町長。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） はい、そのとおりでございます。早急に検討委員会を立ち上げていきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 了解いたしました。

それでは次に、第2点目の先ほど御答弁がありました廃ビニールのことについてです。

これは議会の環境経済建設委員会でも行政と一緒にになって、この問題については審議して、いろいろ検討も重ねて、大体先ほどの答弁の内容に沿った形での作業が進んでいるかと思いますが、これは私が調べた限りにおいて質問させていただきたいと思います。

現在、農家から特に園芸農家ですが、この方々から年間出される、ムトウさんところに出ている数量は、お聞きしますと年間20トン、2万キログラムです。そして、1キログラム当たり自己負担は60円、その他は町、あるいはJA園芸振興会等から出ておりまして、トータルで120円です。ですから、240万円になるかな。そういうことですが、この業者さんは、この事業からは全く何の利益も上がらないのです。ただ損をするだけの話で、いわゆる株式会社として全く成り立っていないというのがございます。

そこで、いろいろ徳之島のほうともやり取りをして、また運送店ともやり取りをさせてもらったのですが、まず徳之島に埋め立てをしていらっしゃる企業がございます。また中間処理、あるいは産廃の運搬をされているところがございますが、そこに聞いてみると、先ほどの質問では町が受け付けてということでございますので、仮に、堆肥センターにトラックスケールがありますね、トラックスケールがないと計量ができないので、今たまたま堆肥センターと言わせてもらっていますが、トラックスケールがあるところでないと、これはできないので、仮に、フレコンパックをトン袋に1トン詰めまして、これを例えれば、龍野運送店さんなり、有村運送店さんが回収をいたしまして、徳之島まで運んでもらいます。これがトン当たり幾らかといいますと、1トン当たり1万1000円と回答を得ております。

そうすると、今度は亀徳港から新都コーポレーションさんが運営している安定型処分場へ、これを納入して処分していただくのに、1トン当たり1万3000円かかっています。そうすると1トン当たり粗計算で、2万4000円で済みます。1トン当たり2万4000円ということは、1キロ当たり24円です。先ほどの例は1キロ当たり120円でしたので、24円でこれは済むということです。これにフレコンパックが大体、高くみても1,000円ぐらいで買えます。1トン当たりのフレコンパックです。フレコンパックに詰めて、上から吊り上げて、下のベルトをはずすと、ストンと落ちるシステムです。こういう方式ですると一番安く済むということです。

ただ、これを役場がされるということは、はなはだちょっと難しいような会計的

にもいかがかなというところがございますので、そういった受け入れ母体をＪＡとか、園芸組合とか振興会とか、そういう形でされるような方向で進められたらどうかと思います。

ちなみに、新都コーポレーションさんがされているのは、20センチメートル程度のビニールに切って、切ったものを業者さんが持っていきますよね、これを敷いて、その上に土を3センチメートル被せて、また更にビニールを敷いてという形での埋め立てですので、これは安定型処分場で十分できます。郡内では、ここだけがやっているのですが、本土では川内にございます。詳しいことは先般の議会でも申しましたので、なるべく、そういう形で早めに農家負担が、あるいはまた町の負担が、また今の既存の業者さんの負担が軽減できるように、ひとつ町長のリーダーシップというか、お考えを、早めに実行していただきたいと思いますが、町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 先般、廃プラスチックの受付処理推進協議会等でもいろいろ話をし、そして最適な方法はどういうものかということで話し合いが進んでいます。それを踏まえながら、担当とも相談をし、また取り組んでいきたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） ひとつそのように農家代表の方々とも一応お話をされながら、あまり負担がかかるない方法を考えていくのが町政の運営だと思いますので、そこら辺をしっかりと頑張っていただきたいと考えます。

次に、第3点目の課設置の再編についてです。

この問題については、これまでの行政改革の流れの中で統合したり、分割したり、いろいろな形での再編が行われてきたのですが、これはいったん決めたからといって、いつまでもそれを引きずる、引っ張るということはしなくともいいと思います。

ちなみに、町民福祉課のことを大ざっぱに調べさせてもらったら、一般会計、特別会計、と畜場まで今抱えておられますが、目で約30ぐらいの目がございまして、予算にしますと約26億円から27億円ぐらいの予算になってます。そうすると与論町の半分の予算に値するのです。とてもじゃないですけれども、一課長が統括して、これをコントロールするというのは、いかなる人物であっても、これは難しいのではないかと思うのです。こども園までみんな包括していますので、そういうことで町民福祉課、これは、もともとは町民課と保健福祉課だったのですが、これを統括して、その前には衛生課も統括していましたが、これも今は統合して窓

口業務とあわせて町民福祉課になっていますが、これはやっぱり、そういう現実的な観点から分割して再編したほうがいいのではないかと思います。

次に、産業振興課についてですが、これもまた産業課と耕地課を統合して産業振興課になっているのですが、そういう時代背景もあったのですが、今後、土地改良も朝戸地区の畠整備、あるいはハキビナ、今現在すばらしい内容で事業が進められていますが、林務サイドの護岸工事等、防災工事等が今行われています。

さらに今後、寺崎海岸もしなくてはいけないでしょうし、大金久海岸の林務防災も進めなくてはいけない。それからひいては古里地区の畠かん計画、水対策計画も進めていかなくてはいけないということで、島全体にわたって、かなり大規模な事業が計画されるでしょう。そういうことで、この二つの現在の課については、やはり足腰というか、フットワークがよくて、事務の効率がいいように、そして住民サービスがより密度の深いものができるように再編すべきではないかと思いますが、これを統括して副町長どうですか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 今言われた御質問の件につきましては、ごもっともだと思っています。

ただ、今役場が仮移転をしている中で、庁舎が非常に手狭になっていますので、新しく庁舎移転をしたときに課をもっともっと利用しやすい部分も出てまいりますので、その辺のフットワークを見ながら考えていくべきと考えています。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） この点は、やはり副町長と町長が自分の考え方だけでやるのでなくて、職員の意見をまず聞くということが大事だと思います。ですから、職員との意見交換の中で、やはり現実的にはこうなんだよということを聞いてもらってから、その上で方針を決めてもいいのではないかと思いますので、その点を提案しておきたいと思います。

それから次に、公衆トイレの増設についてですが、先ほどハキビナ海岸はやるけど船倉は看板で対応するという結論のようですが、ハキビナについては、竹内さんのホテルヨロンの横から入っていったところに、これは古い、古いと言いましてもトイレには該当しないでしょう、公衆便所とは、ああいったものを公衆トイレとは言えないでしょうから、やはり与論が観光で売っている限りは、なるべくああいったものは潰していただいて、やはり前浜、あるいは供利港、あるいは空港前の公衆便所ぐらいのものを整備していくことによって、やはり与論が本当に心から観光客の方々をお迎えしているんだというのをアピールするためにも、昔の箱型でくみ取り式のトイレは、早めに除却して新しいものに変えていく必要があるのではないか

と思うのです。

それと、かつてのトイレというのは、海岸に近い状態のところしかなかったのです。品覇にしても、宇勝にしても、ほとんどかつてあったのは海岸端にしかなかったのです。それは、海岸に観光客が海水浴等で行かれるから、そのために公衆トイレをそのように配置したというのではないかと思うのですが、一般の通行人、観光客もあわせて、それから墓参者も、そういった方々が利用しやすいような形で道路に面してつくったほうが目立ちやすいし、利便性も高いなと思いますので、この点は再度ハキビナ、船倉も検討していただきたいなと思います。

それからまた、参考のために申し上げておきますが、大金久、船倉一帯は県の保安林になっています。それからハキビナも保安林なのですが、不動産登記法の地目というのは23ございまして、保安林と墓地と、これは全く別の地目です。そういうことで保安林内に、例えばトイレを設置するということは、これは膨大な手続きが必要になりますので、なるべく墓地の地目の中にトイレを設置するというのが最も完璧な方法で事務の効率化が図られるということですので、なるべく墓地の地目の中に設置できるようにしたほうが事務上は手っ取り早いんじゃないかと、ただ敷地の大きさとか、蒸発散規模とかも必要でしょうが、そういったことも考えていただきながら、なるべく、この両地区には対策をしていただきたいなと思います。これは地元から要請がございまして、これを提案していますので、商工観光課長どうでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） ありがとうございます。おっしゃるとおり、ハキビナ、船倉墓地については要望が出ております。ただ船倉墓地については、現在4カ所程度の公衆トイレが設置されているのですが、今度、自治公民館連絡協議会とか、そういう方々ときちんと話をしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 話によると船倉のピヤンチク離れの、かつてのクリスタルビーチとかいっていましたが、そこにあるトイレは、ちょっとトラブルで使えないような話を聞いたのですが、違いますかね。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） 今のところ私のほうには、そのようなことは聞いていませんが、早急に確認はいたします。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） それは修理すれば直るので、それは問題ないですが、やはり通行量のなるべく多いところに、あつたらいいなと思います。本当は、ただ県道一周

線だけではなくて、縦横の、例えば朝戸から那間、古里から茶花に行くとか、そういったところにも、できれば公衆トイレというのは、あったほうが僕はいいなと思うのです。そういうことで、これは環境課長かな、どうでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 田畠環境課長。

○環境課長（田畠博徳君） やはり観光客の皆さんをはじめ、町民の皆さんも周囲を回るだけではなくて、島内にも入って回るわけですから、そういう中のトイレ設置も必要かと考えます。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） これは通学をする子供たちもいますから、観光客だけをイメージしてトイレを設置するというのではなくて、そういった縦横の関係もやはり考えながら、一般の町民のことも考えながら、公衆トイレ設置、行政の考え方については、そのように配備する必要があると思いますので提案しておきたいと思います。

それから、5点目のいじめ防止対策についてですが、先ほどの御答弁で教育長からは、これ以上できないほど立派にやっているというイメージの大変すばらしい御答弁をいただきました。

これは日本の国内でのことなのですが、昭和60年をピークにいたしまして、かなり下がっていたのですが、この平成25、26年ぐらいから、これがリバウンドして、ものすごい勢いでいじめが増えてきているんです。数字で説明いたしたいと思いますが、昭和60年には約2万2000校の学校がいじめの認知があるというデータが出されています。これが平成5年度には1,064校まで減少していたのですが、平成24年からは2万2273校ということで、これがリバウンドして、ものすごい勢いで今は伸びてきているのです。

その中で、一番危惧されることが、小学校でのいじめの認知件数が、かなりの勢いで増加してきています。平成28年度は、全国で32万3808件の認知件数がございまして、平成27年度より約10万件一気に伸びてきています。そのうち、小学校が23万件、中学校が7万件、高校は1万件、特別支援学級で1,700件という実情で、これは本当に、それだけいじめ対応、スタイルがですね、後ほど申しますが、小学校まで下がってきて、先生方が一番苦労されているのではないかなど、現場が一番苦労しているのではないかと考えているのです。

全国のいじめの県別ランキングなのですが、トップが京都府です。京都府で2万8,118件、そして千葉県、宮城県、そして、はからずも鹿児島県は全国ワースト4位にあります、1万4240件でございます。ちなみに沖縄県は560件しかないという。最下位は鳥取県の157件。このデータが全てということではないでしょうが、認知件数を報告したか、報告していないかもありますし、これは遠から

ず、やはり近い数字であろうかと思うのです。ですから、鹿児島県は早急に、鹿児島市が対応が早かったです。平成23年に滋賀県大津市の中学校で、同級生等からいじめを受けまして自殺した事件がございましたね。この時、マスコミは、その時あまりしなかったのですが、教育委員会と学校側が徹底した隠ぺい工作をしているのです。それから、事なき主義を貫いていました。この事件で遺族が再三にわたる調査依頼をしても、学校も動かなかった、教育委員会も動かなかったという実態がございます。その中で、これは結果的に遺族の方々が刑事告訴、民事訴訟ということで、司法の場で決着がつけられていますが、ちなみに加害者側へは7700万円の請求がされているのですが、この7700万円は、これは加害者側です。しかしながら、大津市の市長さんが、それではいけないということで、早めに見舞金という形で2800万円を被害者の方々に申し入れまして、これは教育委員会は認めなかつたようですが、大津市長が、そういう形でお支払いをしたということのようです。その後も教育委員会、大津市を相手に学校側の安全義務違反として1300万円を和解で支払っています。結局、被害者側がそれだけ引いたという形ですが、4700万円が国家賠償と合わせて大津市側から被害者側に出されていると、これは全て市の税金で賄われていますので、それだけ市は大きな負担をしたということです。

また、加害者側への損害賠償は、全くこれは別個の問題ですので、その中で、再度これはおさらいをする必要があるのではないかということで、いじめ対策推進法は、この大津市の事件を受けて、平成25年に文科省の法律として出ています。この法律は「いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、児童の尊厳を保持するため、いじめ防止等のための対策に關し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等の対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめ防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする」というのが目的でございまして、この定義としまして、いじめの定義というのはどういうものかといいますと、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。法律の第4条として、「児童はいじめを行つてはならない」、これは法律で決められていますので、仮に、いじめがあったとすると、これは犯罪になるのです。民法の第709条の不法行為に該当しまし

て、損害賠償が請求されるという流れになるのです。刑事訴訟でいう名誉毀損、侮辱罪、脅迫、いろいろな形での罪が、これについて回りますので、加害者側にとつても大変な苦痛になるのです。ですから、加害者側にも被害者にも本当に気の毒な心の痛い実態になろうかと思いますので、ひとつこういったことがなるべくないように、今本当に爆発的にいじめの件数が出てきていますので、与論町では、私はあまり存じませんが、そういう中で、地方公共団体の責務といたしまして、地方公共団体は基本理念にのっとり、いじめ防止等のための対策について国と協力しつつ、当該地域の状況にあわせた施策を策定し、及び実施する責務を有するとあります。

それから、学校設置者の責務は、学校設置者は基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のための必要な措置を講ずる責務を有するとなっております。

それとあわせて、保護者の責務ももちろん法律の中でですね、家庭におけるいじめがあつてはいけないという、いわゆるそういった情操教育、啓発活動を常に家庭においてしなくてはいけないということも、もちろんこれは法律で定められていますので、そういう中で、いじめ防止基本方針については、先ほど答弁がございましたようにあるのです。

鹿児島市のいじめ防止基本方針の中で、いじめについて鹿児島市の例をとって見てみますが、いじめの態様、スタイルのことです。状態の「態」に「様」と書いて「態様」と書いています。どういうことが大体今、行われているかといいますと、これは小学校、中学校、高校も一緒ですが、ひやかしやからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる。不快に感じるあだ名をつけられて、しつこく言われる。容姿や言動について不快なことを言われる。「消えろ」「死ね」「きもい」などということで、その存在を否定される。そして、仲間はずれ、集団による無視をされる。子供たちの世界では「シカト」と言われています。遊びや活動の際、集団の中に一緒にいれない、わざと会話をしない、席を離す、避けるように通る、机や壁に誹謗中傷を書かれる、人前で衣服を脱がされる、ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり個人情報や恥ずかしい写真を掲載される。SNSのグループからわざと外される。いたずらや脅しのメール送られる、と言っています。私どもがかつて、いじめというと暴力的なこと、耳を引っ張られたり、髪の毛を引っ張られたり、そういう暴力的な行為というのは、もはや、そういうスタイルではないということを明言しているのです。ですから認知の仕方が非常に難しい点もあるでしょうが、これを第一に認知できるのは学校側でしょう。学校の先生ですね。

鹿児島市のやり方は、とにかく、その日に解決すると、最低3日以内に教育委員

会、警察も含めて、事態によってはですね。そういうことで、対策会議をすると、その日のうちに、とにかく解決することが一番だと。

例えば、先生に言いつけたりすると、告げ口をしたということで、「チクる」と言うそうですが、そうされると、またそれが仕返しを受けるということの反動が恐れられているということで、子供は、なかなか親にも学校にも言いづらいというのが実態です。それがまた人の心理ではなかろうかと思うのです。大人の世界でもこれは一緒です。

そういうことで、そこら辺を充分に理解した上で、常に法を遵守して、弱い、いじめられた子供たちの側に立った考え方をしていかなければならぬと。

それから、いろいろ与論町でもマニュアルはできていますよね。具体的には学校で、設置者側のマニュアルが示されているかと思いますが、それはどうですか、教育長。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。

今のことについては、真摯に考えております。先ほどのいじめ防止基本方針ですが、先般6月6日の教育委員会を通過しまして、新しい基本方針として、つくって今学校にも下ろしたところです。これは改訂版ですので、だいぶ変わっているところですが、先ほどおっしゃったように、子供のいじめを見抜くというのは非常に難しいところです。それで、アンケートとかを年に何回も取りまして行っているのですが、できるだけ精度を上げて、子供たちの生命尊重が、まず基本であると。学力向上を一生懸命うたっているのですが、その次にやるべきことは、まず命というところからスタートするようにということで、管理職の中では言っております。その中の一つが、この人権を無視するいじめでありますので、そういうことについては、アンテナを高くして、やはり感覚を磨いていかなければいけない、感覚を磨くためには人権問題についての理解を高めなければいけない。そのためには、研修など、いろいろなことから進めておりますので、先ほど申し上げましたように、校外生活指導連絡協議会でも、学校だけでは見つからない場合があるから、学校から家に帰る間に1人だけで歩いているとか、ちょっと1人さみしそうな顔をしているということにも気を付けて、校外生指連の人たちは見ていただきたいということをお願いをしながらやっているところです。

なお一層、今日の議会の件も踏まえて、早めに解決、それから人数が増えている理由は与論町もたくさん件数は出でます。そして、3カ月以上何もない場合に解決という形にしているので、かなり今、昨年のまま一応いじめということを受けたという形で小中学校で取ったアンケートの中では、未解決という部分もございま

す。そういうことで、なるべく早く子供たちの「いじめられた」という意識にあるものをたくさん多く見つけて解決してあげる努力をしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） それでは、これは国が示している法で、この第16条の中に「いじめの早期発見のための措置」というのがございます。推進法の第16条に。当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する、児童等に対するですよ、児童等に対する定期的な調査、その他の必要な措置を講ずるものとするということです。

ですから、直接先生には言えなかったにしても、匿名のアンケート調査なり、そういう調査をしていただいて、そういうのが認知件数として挙がってきているのですよね、挙がるわけですよね。そうすると、やはり誰とは分からない内容だったら出せる状態、より出しやすい、より認知が早い対応ができるということかと思います。これは法律で、そのようにやってくださいということをはつきり言っていますから、具体的にそういうこともマニュアルを作っていただいて、そのように進めていく必要があるのではないかと思いますので、そのように進めていただきたいと思います。

最終的に、私はこのように思うのですが、これは教育長先生には釈迦に説法だとは思うのですが、第1点目の対策についてですが、今申しましたように第1点目は、学校内でのいじめの早期発見、これはもちろん家庭内での暴力、親からの虐待を受けたりということもございますよね。これはまた別のステージ、別の法律が権限であるのですが、これも子供たちの闇の部分、心を痛める部分もあるかもしれないですし、そういうことも、子供たちのアンケートの中で出てくるかもしれません、これを決して無視するという、これは該当しないということではなくて、そこら辺も、やはり子供のケアという観点からは、やるべきことではないかと思いますので、これは別のルートで相談をする道がございますので、早期発見をするためには、先生方が発見するのが、約48%から50%ぐらいは、まず先生が分かるそうです。子供の態度を見てですね。さらに、それでアンケートをとると、更に精度が上がるということです。この両方だけででも8割から9割ぐらいの認知ができるということですので、これを進めていただきたい。

それから、いじめは犯罪なのです。これは大人の世界でも、もちろんそうなのですが、先ほど冗談で酒の勧めすぎは、ハラスメントは大きな犯罪だよね、という話もしたのですが、こういうのが、まだ分かっていない。特に、小学生となると分からないです。ですから、先ほど申しました「キモイ」とか、そういう言葉をたくさん発していますので、それが普通に言われているものですから、それを言われた側

としては、大変な心の痛みに感じる子供もいるのです。それを感じない人もいますよ、それを冗談の受け売りでやっている人もいるでしょうけど、これが相当心に響く人もいますので、そういうのも罪になるのだよということを保護者にも分かってもらわないといけない。そういった啓発活動、あるいはポスターをつくって、そういった情操教育が必要であるということです。

そして第3点目に、やはり学校の上期、中期、下期における定期的なアンケート調査を行っていただきて、全体朝会やPTA、あるいは広報誌等、学校だより等に載せていただきて、こういうのがありますよということで、家庭にも分かるように啓発をしていただきたいと思います。これは全て法律にのっとった手法です。

それから事案が発生したときは、教育委員会や学校側だけの調査ではなくて、県の機関あるいは警察等も網羅した調査の実施が必要であると、いわゆる被害届、刑事告訴までいかない、その手前の段階で、これが止められるというのも必要かと思います。そこら辺を十分に理解していただいた上で、そのように対応していく必要があるのではないかと思います。

教育長も町長も常に口にされていることは、「子供は島の宝」とおっしゃっています。それは、みんなそのような気持ちで、大人はそのような気持ちだと思うわけですが、やはり子供たちは、まだしょせん子供ですので、法律が何だかんだということを申しても、なかなか理解しないし、また保護者も我が子は、そういうことはないでしょうという気持ちもあるし、ですけれども、子供が学校にいかないとか、難しかったりするのは、何かの原因もあるかということも考えなくてはいけないです。

○議長（福地元一郎君） 残り3分。

○5番（高田豊繁君） そういうことで、生徒、保護者から信頼される学校構築に向けて特段の努力をお願いしたいと思います。

最後に、町長と教育長のコメントをお願いしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 議会の中で、いじめについて話をさせていただきました。非常に重いと思っています。法律に基づくということも、子供たちへの周知・理解、そしてまた、起きたことへの連携した対応、保健センターともつないでSSW（スクールソーシャルワーカー）も多く配置していただく予算もいただきましたので、なるべく家庭、本人とつなぐような形の努力を努めてまいります。

それから、アンケートについては、絶え間なく相談機関も含めながら、実施してまいりたいと思います。1人でも多くの子が生き生きと学校に通えるように努力してまいります。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 私も先ほど教育長がおっしゃったように、本当に、まず学力よりは本当に、その前の段階で子供たちが学校へ楽しく登校すること。そして、先生と心を通じ合える、そういう学校でありたい、そういう学級であってほしいなと、いつも思っています。

時々、個人的に不登校の子がいたり、あるいは、ちょっとおかしいんじゃないかなといううわさを聞いたりするたびに心を痛めているわけですが、学校訪問等では、まずそれからお願ひをして今までできているのですが、そういうことを教育委員会とも情報交換しながら、今後また一緒に取り組んでいきたいなと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） それでは、以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 5番、高田豊繁君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。10時30分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時19分

再開 午前10時26分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、沖野一雄君の発言を許します。

2番。

○2番（沖野一雄君） まずははじめに、現在開会中の国会、参議院において、いわゆる働き方改革法案が審議されています。この関連法案が成立しますと、これまでの働き方をめぐる労働環境は大きく変貌していくことが想定されています。

私の今日の一般質問は、この労働環境に関わる本町が現に抱えている人手不足の問題に焦点を絞って、その課題解決に向けた御提案をさせていただきながら、議論を交わしてみたいと思います。

1 町内産業の振興に係る人手不足対策について

(1) 近年、町内経済の好転化を受けて、町民所得が伸びてきている一方で、産業振興を支える農業や商工業・サービス業等の現場において、人手不足を訴える声が高まりつつある。この雇用の確保問題については、今後の産業経済の発展を図る上で解決すべき重要かつ喫緊の課題と考えるが、町長の現状認識と、今後の具体策について伺います。

2 シルバー人材センター等の設置について

(1) 平均寿命の伸びとともに元気な高齢者が増えつつある中、雇用及び人材の確保をめぐる需要と供給のニーズ対策として、シルバー人材センター等による組織的活動が期待されるところであります、設置の機運も熟していると考えるが、町長の認識と考え方について伺います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、町内の産業の振興に係る人手不足対策についてです。

本町の農業経営を例にとりますと、ほとんどが家族労働を基本とした家族経営を行っていましたが、近年は経営安定や所得向上を図る上で、一部の農家においては、島内外からの人材により、規模拡大を図る農家も増えつつあることから、労働力の確保がますます重要課題となってきております。しかしながら、現在のところ秋から春にかけての農繁期のみの雇用形態が多いことや、安価な宿泊施設、農家までの通勤方法等、様々な課題があるのも現状として認識しているところです。

御指摘いただきました雇用の確保問題につきましては、今後の産業経済の発展を図る上で解決すべき重要課題と再認識し、関係機関や生産農家との連携を図りつつ、引き続き近隣市町村の優良事例等の調査も行いながら、対応していきたいと考えています。

次に、シルバー人材センターの設置についてです。

今後、我が国の高齢化がますます進行し、あわせて総人口の減少も進むことが見込まれている中において、本町においても、あらゆる職場で人手不足が深刻な問題となっています。そこで、シルバー人材センターの活用策を模索することは、人手不足を解消する一つの方策かと考えます。しかしながら、本町においては、平成23年に与論町社会福祉協議会ミニシルバー人材センターを立ち上げ、様々なサービス提供の派遣募集を行っていますが、ほとんど応募がなく、結局のところ、その試みが頓挫してしまった経緯がございます。

実際、社会福祉協議会と既存の法人で実施するものとしても、本格的に立ち上げていくには、様々な調整を行う専門の職員が必要であり、他の町村の例を鑑みても150万円から200万円ほどの補助金交付が必要であり、これだけニーズが見込まれない中で費用対効果を鑑みた場合、ハードルが高いものと考えます。ただし、将来的なことを考えれば、シルバー人材の活用策は必要であり、意識啓発とニーズの掘り起こし等検討してまいりたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 御答弁をいただきました。残念ながら私が期待するような御答

弁ではなかったように感じました。

与論だけではなくて日本全国の津々浦々まで、今、人手不足が言われておりますが、私は今から与論が、この厳しい社会の中で勝ち残って生き残っていくためには、やはり、先手先手で攻めていかないと生き残れないと、サバイバル競争に生き残れないと認識しています。そういう意味で、もう少し危機感を持って、厳しい現状認識をしていただいて、しっかり町民の声をお聞きいただければ、おのずと進んでいく方向、取り組む対策が出てくるのではないかと思いまして、今から少し議論を交わしてみたいと思います。

経済の動きにつきましては御案内のように、例えば、今年の3月、鹿児島県の発表した2015年度の所得推計値によりますと、本町1人当たりの市町村民所得というのは、御案内のように185万5000円で対前年比7.3%の伸び、鹿児島県内1位の伸び率を示しています。県の平均が3.1%ということですので、かなり大きな伸びになったということで、非常にありがたいし、今の山町政の頑張りも、この中に反映されているのではないかと考えたいと思います。

また、名瀬の公共職業安定所、いわゆるハローワーク管内の有効求人倍率、これにつきましても、昨年の12月から今年の3月にかけて、近年にない高い率1.1倍から1.04倍という高い率で推移しています。また、最新の4月の有効求人倍率につきましても、0.91倍という非常にすばらしい数値が出ておりまして、求人人数が顕著に増えているという状況を示しています。これによれば、奄美地域の経済、本町も含まれますが、明らかに元気になっている。経済についても拡大、成長基調にあると言えるのではないかでしょうか。

しかし、残念ながらこの一方で、先ほど申し上げましたように、日本全国一緒ですが、私ども与論町を取り巻く情勢を見てみると、やはり雇用現場においては人手不足というのは深刻化しています。例えば、建設業においては、この前、建設業で組織する建友会の会合にも出席させていただきましたが、いろいろな方々から話を聞くと、やはりかなり厳しいと、日雇い人夫、あるいは専門技術者、そういったのも不足して、なかなか思うような仕事が工期内に進められないことになったり、事業拡大ができないという現状を訴える声がありました。

また、商工会の総会にも出ましたが、その中でも何人かの方が商工業の、特に商業ですが、店舗とかサービス業におけるパート労働者が不足したり、なかなか雇えないと、そういう現状があるという声も聞きました。もちろん医療・介護・福祉、これからもどんどん伸びていきますが、そういった医療・介護・福祉関係の業界においても、やはり専門職員が不足していると。とりわけ町長の答弁にもありましたように農業分野におきましては、なかなか厳しいと、例えば、製糖会社の短期雇用

労働者とか、あるいはハーベスターの作業員の調達も、なかなか厳しいと、あるいは経営規模の大きな園芸農家の収穫作業等を手伝う作業員も、なかなか調達できないという話も聞いています。こういった形で、島の産業全般に及んでいるというのが実態です。

まず、町長の御答弁には農業経営というのを一つの例として捉えていただきましたが、その他の情報とか、そういったのは把握していないのでしょうか、町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） もちろん御承知だと思いますが、役場の正面玄関に求人のポスターをたくさん貼ってあります。役場そのものも臨時職員が不足して非常に困っているところですが、答弁いたしましたとおり、仕事はあるのだけれども、島外から来ても宿泊するところがないということが一番ネックのように感じているところで、今後これについても、やはり解決していかなければならぬと思います。もちろん島内の方々が募集している仕事について、いろいろと検討してみるとあるかと思いますが、役場の臨時職員にもなかなか応募がないという現状を見ますと、島内からだけでは厳しいのか、あるいは島外からも、そういう方々を募集したほうが良いのかと思ったりするのですが、まずは宿泊先をどうするかということに尽きるかなと思ったりしています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 私は、あえて役場のことには触れなかったのですが、おっしゃるとおりだと認識しています。役場だけでなく民間全て、そういった状況にあると。

経済は、ある程度、今は堅調に推移している中で、当然の帰結として少子高齢化、あるいは生産年齢人口というのが減ってきてますので、将来的にはどんどん減ってきますので、当然のように一層労働力人口の不足というのは、自明の理というか、はっきりしているのです。そこで何も手を打たないでいると、これはやはり、例えば農家の人にしても、できれば規模拡大をしたい、人を雇ってでも、お金を借りてでも規模拡大をして農業所得を上げていきたいという意欲を削ぐことになるのです、例えば農業の場合。そういったことが今、全産業、役場にてもそうですが、そういったことが起きているのです。

そこで、先ほどの最初の御答弁では、現状については認識をしているけれども、引き続き近隣の市町村の先行事例を見ながら調査をしていきたい、様子を見ていきたいという御答弁では、ちょっと寂しいなという気がしています。

結局、現時点では何も手を打ちませんよというふうに聞こえるのです。そこを

しっかり私はもっと具体的に、それぞれ各現場に足を運んでいただいて、リーダーの方は、しっかり現場の声を聞きながら、どういった手が打てるのかというのを模索していただきたいと思うところです。

鹿児島県においては、御案内のように南海日日新聞の最近では6月1日の記事でしたが、その前にも4月26日にも同じ記事が載っていました。農業分野の人手不足解消のために、今年の4月に、鹿児島県庁の11階に「農業労働力支援センター」というのが設置されたということで、じゃあ何をするのかといいますと、雇用の確保から農作業の受委託、様々な相談をワンストップで受け付けて、求人求職情報の収集、あるいは両者のマッチング、そういう農業法人間で労働力を補完し合う仕組みを始めたという記事がありました。すばらしいことだと思います。

残念ながら、与論から遠いですので、私は、あまり期待はできないというふうには見てています。

一方、沖縄では今年の2月21日の琉球新報に載っていましたが、沖縄県の農林水産部の調査では、沖縄県の農業分野において花卉、野菜、さとうきび作等で労働力が不足し、12月から3月の冬から春にかけて不足人数が特に多かったという結果が琉球新報で報じられています。沖縄県は、奄美群島の島々と状況が似ていて、先ほどのハローワークの名瀬管内の有効求人倍率を紹介しましたが、その有効求人倍率が高まる時期というのが、先ほど申し上げましたように、ちょうど12月から3月、4月なのです。それはなぜかといいますと、やはり農業等を中心とした基幹産業に係る人手不足の時期というのが、やはり奄美群島と一緒になのです。そういう意味で、沖縄と非常に酷似しているという状況を見ながら、やはり先ほど町長の先進事例というか、そういうことは沖縄の市町村の様子も見ながら、すばらしい手を打っているところをしっかり見ていただきたいと思うことです。

地域産業の振興を図る上で、大きな陰を落としつつある、この労働力不足を補うために、私が、この質問をあえて申し上げましたのは、結論的にはですね。これからは、やはり労働力不足を補うために、じゃあどうすればいいかという具体的なところですが、元気な高齢者が最近は増えているのです、御案内のように。与論町の高齢化率は2月の時点で32.8%、つまり与論総人口の約3分の1、ほぼ3分の1が高齢者なのです。結局、高齢者のうちの元気な方々を使わない手はないのです。有効活用すべきです。

そして、もう一つは、やはり今言われている女性の幅広い活用です。女性の皆さん、2016年に女性活躍推進法という法律が施行されて、その後押しを国ぐるみ県ぐるみで、あるいは市町村レベルでも一生懸命やってくださいという動きになっていますので、こういったいろいろな活用できる事業もありますので、女性の幅広

い活用。

それからもう一つは、町長の御答弁にもありました、島外からのお手伝いといいますか、例えば、お若い方々の農業体験の実習生とか、そういった方々の労働者の確保、あるいは移住定住化の促進対策、そういったのをあわせてセットで、今申し上げました元気な高齢者の活用、女性の幅広い活用、それから島外からの実習生等を含む労働者の確保、移住定住化の促進。この3点セットで、ぜひ特化していくだいで早急な取り組みを行っていくことが、特に重要であると私は考えています。

どうですか町長、今私が申し上げた元気な高齢者とか、女性の活用とか、そういった方々に島外からの分は、ちょっと難しいですよというような御答弁がありましたので、島外者の部分は除いていただいで結構ですが、高齢者の活用と女性の活用について考え方を確認してみたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 確かにおっしゃるとおり、本当に女性の方々、あるいは高齢者の方々、本当に元気な方々を産業に取り組んで頑張っていただけることは大事かと思いますし、常々そういうふうに話もしています。本当に高齢者の方々も一生懸命自分の家の仕事に取り組んでいらっしゃるなど今、私は思っています。

与論のお年寄りは本当に元気で、よく畑に出ていらっしゃるなと思っています。できるだけ、そういうことで自分の畑、自分の土地、自分の家庭の仕事に一生懸命取り組んでいただければありがたいし、次にありますようなシルバー人材センター等にも絡めながら、そういう形で大いに頑張っていただければ本当にありがたいなとは思ってるところです。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今、町長の御答弁、ちょっと揚げ足を取るようで申しわけないのですが、頑張っていただきたいという言葉がありましたが、そうではなくて、町長がリーダーシップをとっていただきたいと、行政の長としてですね。そういったことをぜひお願い申し上げたいし、期待を申し上げたいということで、より具体的な話に進みたいと思いますので、2番目のシルバー人材センターの設置についてのところで、より深堀りをしてみたいと思います。

シルバー人材センターの設置については、私も十分難しいことは承知しています。かつて私も当事者でしたし、いろいろな角度から、いろいろな先進地の情報とかも取ってきました。

しかし、もはや、私は質問の中で申し上げましたように、機が熟してきたと私は考えています。と申し上げますのは、先ほどから一貫したテーマであります人手不足というのを解決するためには、シルバー人材センター以外には考えられないで

す。与論にはハローワークはありませんし、職業紹介機関も、総務企画課である程度やっている部分もあるかもしれません、そういった生半可な取り組みでは全く取り残されてしまうというのが、私なりに考えた結論です。

そこで、ちょっと具体的に入っていく前に、町の10年間の総合ビジョンである第5次の与論町総合振興計画というのがあります。総務企画課が中心になってつくっていただいているが、今の現行の第5次は、平成23年度から32年度までの第3期に入っています。その中で、53ページを見ますと、保健福祉というもののなかで高齢者福祉の生きがいづくりの推進という施策がうたわれています。そして、施策の概要説明として、こういった文言があります。高齢者の知恵、経験、技能を活用し、地域社会に貢献してもらうとともに生きがいづくりと、雇用の場を設けるため、シルバー人材センターを整備しますという文言があります。そこは間違いないですか、総務企画課長、どうですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 第5次総合振興計画の中に、シルバー人材センターの設置というのは記憶しています。私も、定かでないところもあるのですが、これについては、各課のいろいろな施策の取り組みということで上げていて、この10年間で平成23年から32年までの10年間でシルバー人材センターをつくるということで目標を立てたところです。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 大事なビジョンですので、しっかりと認識をしていただきたいと、担当者の特に課長以上の方々は。

そして、今年の3月に策定された町民福祉課が中心になってつくられた与論町の高齢者保健福祉計画及び第7期の介護保険事業計画というのがセットであります。これは計画期間は平成30年、今年から32年度まで、まさにさっきの第5次総合振興計画の第3期と一致しているということで、この中を見ますと、同センターの設置については全く触れていないのです。具体的に紹介しますと、これが町民福祉課がつくられた最新版のすばらしい計画書です。その57ページになるのですが、お持ちでないでどうから、町民福祉課長は頭の中に入っていると思いますが、この計画の中の第9節「地域活動や社会参加の促進」というところの「高齢者雇用の促進」というところがありまして、雇用の促進、3行ですので読んでみたいと思います。今年の現在の最新ビジョンです。「仕事を生きがいとしている高齢者も多いことから、その意欲と能力に応じて、高齢者が長年培った経験・知識を雇用・就業の場で生かし、社会を支えていく体制づくりに努め、高齢者の生きがいづくりと社会参加の意欲向上を図ります」となっています。残念ながら、この文章だ

けで終わって、具体的に何に対して取り組むのかということは全く触れられていません。

そして、これを策定する前の前回の第6期の介護保険事業計画及び高齢者福祉計画は、今の文言と似たような文章の中の次に、こういう文言があるのです。「本町においても高齢者が技術と経験を生かせる機会を提供し、高齢者の社会参加への意欲向上と生きがいを持った豊かな生活を目指すよう、シルバー人材センターの整備を検討します」となっています。「検討します」と、「検討します」と「検討する」とちょっと違うのですが、結局、私が何を指摘したいかというと、前回のビジョンには「検討します」という言葉がありました。シルバー人材の整備を、そして10年間の町の総合振興計画にも載っています「整備します」と。

ところが、最新の高齢者福祉計画の中では、それがカットされて抜けているのです。全く触れられていないと。これは、この違いというか、どのように捉えればよろしいのでしょうか。先ほどの御答弁をお聞きしますと、シルバー人材センターの設置については、非常にハードルが高いと、補助金も必要だと、効果はあまり期待できないと。社協でやっていたミニシルバー人材センターも頓挫したということで、将来的には必要だけれども、現在は何もしませんよというふうな内容の御答弁に私は受け取ったのです。それでよろしいのでしょうか、町長、いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山元宗君） 今、御指摘のとおり、本当にいろいろな面から考えて、非常に難しい点があるとは考えていますが、今後、高齢者の生きがいづくりという、またあるいは、その労働力は大変必要ですので、担当部と検討しながら進めていきたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 町長からは「検討します」というお答えをいただきました。

町長は、申しわけないのですが、まだ町長1期目ということで、行政のメリット・デメリットという部分が、まだ十分にお分かりいただいてないところが、もしかするとあるかもしれません。私は、長い間行政経験がありました。その中で、私が一つ学んだことといいますか、指摘されたことも含めてですが、簡単に言えば、ひとで言いますと、行政というのはややもすると町民からお願いされると、できない理由を述べて、これこれしかじかで、すぐにはできませんよという、できない理由を述べるのが行政の悪い癖なのです。それは国の官僚も含めて、日本の政治を取り巻く情勢は、そういうところがあります。言葉だけで済ませてしまうという部分があります。行動と知恵と工夫が足りないのです。だから、そういう意味で、ぜひ町長には残り任期、あるいは2期目も考えていらっしゃるでしょうから、こういった

課題、当然目の前に出てくる、どうすればいいんじやないかということは、当然見えてきておられると思いますので、どうすればできるのかという部分で前向きに考えていただきたいというのが、私が行政経験をふまえて町長にお願い申し上げたいというか、ぜひ努めていただきたいことです。

ちなみに、御案内のように、奄美群島内ではシルバー人材センターを設置しているところが、奄美市、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、和泊町、知名町が設置をして活動中です。もちろん、これらの団体は、私はつぶさに承知しているわけではありませんが、なかなか厳しい状況だというのはお聞きしています。

当然、その厳しい状況だというのを御存じの上でハードルが高いですよという御答弁をいただいたかと思うのですが、私は、与論ではハローワークの恩恵も受けられないのです、なかなか直接的な。ですから、いろいろな角度から考えたときに、やはりシルバー人材センターに頑張ってもらうしかない。シルバー人材センターという言葉は語弊がある、語弊というか、今シルバー人材センターは変わらなくてはいけないという声が、あちこち、いろいろな学者の間からも出ています。それは従来の、例えばビーバーを使って、その辺の除草作業をしたり、そういった単に社会奉仕的な活動をするだけのイメージでしたが、これからは高齢者の方々が想像以上に増えていますので、元気な高齢者の方々の就労の場、要するに収入も、ちゃんとシルバー人材センターに登録されて働きにあっせんされた方は、しっかり働いて、収入も一定のちゃんとした生活の足しにできるぐらいの収入が得られる。そして、立派な人材が登録されているから、じゃあ与論町のシルバー人材センターに連絡して、ちょっと人を探してみようとかいうときに企業から、あるいは農家からそういう情報提供をしてもらって、その人をお願いしますという形で契約が成立して働くと。

社協で、これまでやってこられたミニシルバー人材センターが頓挫した理由は、私は細かいところは分かりませんが、おそらく従来型から脱却できていないというか、そういう部分があったのではないかと考えています。非常にこれからはニーズが大きくなるし、むしろ私は、市町村の自治体が、これをしっかりと活性化していくのは義務だと私は考えていただきたいと思います。

ですから、センターの設立にあたっては、当然財源の問題、先ほど御答弁の中では150万円から200万円は必要ですよという話がありましたけれども、その程度で済むのであれば、別にどうってことはないですよね。臨時職員1人の人件費とあまり変わらないじゃないですか。あるいは、そんなもんではないとは思うのですが、その程度の規模では私はむしろ少ないと考えています。あるいは、専門の職員がいないという御答弁もありましたが、専門の職員は育てればいいのです。全部手

探りで、育てて勉強をしてもらえばいいのです。役場の職員は非常に優秀な、厳しい競争試験を勝ち抜いてきた優秀な大学卒、中学卒、高校卒でも優秀な方々がいっぱいおられます。そういう方々に勉強していただいて、ぜひ取り組んでいただきたいなと思うことです。

具体的には、センターの設置に向けては、運営の主体をどうするのか、財源の調達はどうするのか、あるいは法人化の検討はどうするのか、社協組織へ委託することでいいのか、そういうことを検討することがいっぱいだろうかと思いますけれども、町長の御答弁の中にもありましたように、しっかりと日本全国の先進事例を参考にしながら、どこにもない与論町独自の先進モデルとしての時代を先取りしたシルバー人材センター、シルバー層だけではなくて、例えば、若い女性の皆さん、あるいは主婦層、パート労働ができるような、そういう方々も登録していただいまよろしいのではないかとおもいます。

私は、そういうふうに発想を変えてやっていけば、どこにもないすばらしい新しいタイプのシルバー人材センターができるのではないかと私は期待申し上げたいと思います。

改めて私は、そのように考えるのですが、私の今の提案を阻むものがあるとすれば何でしょうか、町長、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

まずは、ニーズがあるかということと、そして、それに対してシルバー人材として登録する方々がどれだけいるのかということと、やはり両方があるだろうと思いますので、今後、何人の方々が募集したら登録できるか、あるいは女性の方も考えていいのではないかということですので、そのようなことも考えながら、今後進めていきたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今後進めていきたいということで、少し安心しました。

まずは、やはり物を売ったり買ったりする世界でも、まず大事なことは商品を作る前に市場調査というのが非常に大事ですので、今おっしゃるようにニーズがないのではないかという最初の御答弁にもありましたが、そうではなくて、本当にニーズはないのか、需要と供給のニーズがないのかというところをしっかりと細かいところは調査してみないと分からぬので、町民アンケートでもよろしいですし、しっかりと各現場現場、建設業であったり商工業、宿泊業、観光サービス業、製糖会社、あるいは生産農家、大規模な施設園芸をやっている農家、そういう方々と実際に話を聞いていただいて、しっかりと市場調査をしていただいて、大げさです

けれども、与論町内の人手不足、労働不足に関する問題・課題というのをしっかりと洗っていただきたい。その上で、どうすればシルバー人材センターというのが理想的な形になっていくのだろうかというところを、ぜひ模索して具体的に取り組みの一歩を進めていただきたいというのが私の希望です。

ちなみに、例えば、今は時代がだんだん変わってきて、今まさにSNS、IT、IoT、そういう時代です。今年の4月のNHKのニュースチェック「先読みビズチェックアプリ」、ビズチェックというのは、「ビズ」はクールビズのビズと一緒に、ビジネスの省略形です。こういった番組があって、その中でこういったものがありました。要するに、労働力を確保するためにアプリで情報交換して、雇用者側から、すぐアルバイトしてくれる人を調達するとか、逆にアルバイトをしたいけれども、どこか働けるところはないか、今度の土日は空いているのだけどとかいうときに、このアプリを開いてみると、求めている職業があって、事務ができるとか、あるいは介護の仕事があるとか、そういうものをやるようなアプリができるいるみたいです。

例えばNHKのニュースチェックの中でもありました、例えば、飲食店等でのアルバイトの人手不足をスマホのアプリで解決、一日単位でアルバイトの募集の日時や業務内容を記載し、バイト希望者は経験などを記入して応募、面接の必要もなく、契約もアプリ上で行う。特に学生とか主婦とか、そういう方々の臨時、短期雇用に非常に有効だというニュースでした。

2番目に、同じようなアプリ活用の人材確保の動きというのは、建設業にも広がっているそうです。業者側が一日から数週間単位で募集を行う、応募者側の経験に応じて、とび職とか内装など、72種類の職種を指定して募集する。すると仕事を求める人に合った求人情報が通知され応募するという仕組み。アプリを使って即座に契約をするというか、契約をして仕事がすぐできる、明日行こうとか、あさって行こうとかいう仕組みができているようです。例えば、そういうものを参考にしながら、例えば与論でも商工観光とかサービス業、農業分野等においても求人側と仕事を求める側のマッチングを的確かつ迅速に行っていくことが持続可能にシステム化ということができれば、まさに今伸びつつある本町の産業経済のさらなる活性化、町民所得の大きな伸びにつながるものだと考えます。ぜひこういった先進的ないろいろな取り組みもありますので参考にされて当局には頑張っていただければと考えます。

最後に時間ができましたので、もっと細かいところを申し上げたいのですが、間延びしますといけませんので締めていきたいと思います。

今年、創刊30周年を迎える。「AERA(アエラ)」という雑誌があるのです

が、皆さん御存じですか。読者の4割が女性が読んでいるというニュース週刊誌、ビジネス雑誌、ライフスタイル雑誌と言われて、働く女性を応援する雑誌「AERA」という雑誌です。その最新号の6月18日号、このAERAの6月最新号の記事で、東大を卒業したある学者のエッセイで、簡単ですので紹介したいと思います。「高度プロフェッショナル制度の導入など、多様な働き方のできる社会を目指す働き方改革法案が成立すると、労働者の雇用環境がますます厳しくなっていく結果、都市部から地方へと働き先を求める若者が増えていく。つまり賃金労働以外の生き方を模索する人たちが、これからは増えることにつながるであろうと、おそらく働き方改革法案が地方移住の決定打になるだろう」という大胆な予測記事、エッセイを書いておられます。

私は、これを見て、ああなるほどなと思いました。こういう働き方改革法案というのは、衆議院は通過しましたが、参議院でかなりもめにもめて、今論議を重ねているところがうかがえます。まさに、こういった非常に大きな時代のうねりになることは想定されます。もしかすると我々与論にも、こういった過疎、へき地、あまり明るい材料がなかった我々の小さなこの島にも、もしかすると人間らしい生き方、賃金労働、給料が幾らとか、賃金が幾らとかいう世界ではなくて、例えば、畠を借りて野菜を作ったり、海に行ったりしながら、最小限の収入を得て、人間らしく生きていくと、そういう価値観が見直されていく時代も来るんじゃないかなと、若い人たちが、そういうふうにシフトしていくのではないかと、この学者の方は予測されているのです。

そういうことで、この時代の流れというのは、やはり常に回って、流れていますので、しっかりと行政のリーダー、私ども政治家を含めて、しっかりと情報をキャッチして先を読みながら、時期を得た先手先手の労働環境の整備、そういうものをぜひ進めていかなくてはいけないというのが非常に感じます。重ねて町長に申し上げたいことは、どうすれば良い手が打てるのか、知恵と工夫を凝らして与論の人手不足、雇用環境の改善というものにぜひ取り組んでいただきたい。最後に町長の決意をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今おっしゃるとおり、本当に雇用の確保というのは大切であり、また、産業のこれから発展のためには、非常に雇用努力は大事なことだと思います。

私のところでも、似たような、今町内の個人のあるところを利用して、いろいろ野菜の世話をしてもらったり、あるいは庭の草を取ってもらったりしたこともございます。

そういうようなことで、自分たちでできないこと、あるいは細かいところまで手の届くところということでも人材確保は大事だと思います。これは私の思いですが、地域おこし協力隊等を雇って、もしできれば、こういう町内にどういう人材が、どういう形であるのかということを調査をして、そのニーズに応えられるような仕組みができればありがたいなど、仕組みをつくっていきたいなという気持ちで、今、沖野議員のお話を聞きながら思うことでした。できるだけ、前向きに取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） できるだけではなくて、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（福地元一郎君） 2番、沖野一雄君の一般質問を終わります。

次は、4番、林敏治君の発言を許します。

4番。

○4番（林 敏治君） 平成30年第2回の定例会の一般質問をいたします。

1 食育・地産地消の推進について

(1) 先日、県において「食育・地産地消」を推進する平成30年度かごしまの“食”交流推進会議が行われた。本町においても健康で豊かな食生活の実現に向けた推進体制を整備して「食育・地産地消」に取り組む考えはないか。

2 農業振興対策について

(1) かんがい施設の整備が遅れている古里地区などに畑かんの整備を行い、干害対策や営農生産性の向上に積極的に取り組む考えはないか。

3 ごみ対策処理について

(1) 新ごみ焼却処理施設が稼働し、ごみの有料化や分別回収が行われている。今後、ごみステーションの適切な管理や徹底した分別指導を行い、ごみの減量化や生ごみ対策などを積極的に推進していく必要があると痛感されるが、町長はどう進めていく考えであるか。

以上、3点伺います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、食育・地産地消の推進について、まずお答えを申し上げます。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童生徒の

食に関する正しい理解と、適切な判断力を養うことなどを目的として実施しております。日常生活における望ましい食事のあり方、食習慣を身につけさせるため、地域に根ざした学校給食を推進し、地場生産物をより多く取り入れ安心・安全な学校給食を実施するよう努めています。

具体的には、栄養教諭による各学校での食に関する授業を実施するとともに、毎月、翌月の献立に使用する野菜をみのり市や、まごころ市の代表者と定例会を開催し、その時期に生産されている地場産の野菜を活用しております。サメ、もずく、ソディカ等についても、与論町漁協より納入していただいております。

また、与論町生活研究グループ連絡協議会では、地域の食材を生かした豊かな食生活の実現、食文化の伝統に関する講習や演習会の開催、小中学校で行われる給食交流会で子供たちに食のありがたさや、地元食材を利用した伝統的食文化を紹介するなど、関係機関と協力し「食育・地産地消」を推進しているところです。

次に、農業振興対策につきまして、古里地区の畠地かんがい施設整備につきましては、過去に2回、意向同意調査を実施しましたが、同意率が低く事業推進を断念した経緯がございます。

島内の畠地かんがい施設整備地区におきましては、干ばつになると、ため池の水がなくなり営農に支障を来している地区もあることから、不足している地区等へ水を補給できる新規事業導入について、県と協議を進めているところです。

古里地区につきましても、この新規事業の水源になりうる地区であることから、再度畠地かんがい施設整備や土層改良事業導入に向けて、要望調査等を実施し事業推進をしてまいりたいと考えています。

次に、ごみ焼却対策につきまして、新ごみ焼却処理施設が平成29年4月から稼働し、ごみの有料化等により、対前年比で約20%、数量にして424トンの可燃ごみの減量化が図られています。

このことは、ごみ減量化に対する町民の意識の変化のあらわれだと捉えており、皆様の御協力に感謝申し上げます。

現在、生ごみ対策として、コンポストも3分の1購入助成を行っており、一層の減量化に努めています。

また、集落内のごみステーションの管理については、各集落の館長さんが中心となり、地域住民と話し合いにより対応していただいております。収集所の清掃や美化につきましては、利用者が協力して対応していただきたいと考えております。

ごみの分別指導については、各家庭に配布予定の「ごみの分別・出し方」を御覧いただき引き続き適正な、ごみ出しに努めていただきますよう御協力をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） まず、食育・地産地消についてなのですが、食育につきましては、各学校や関係機関と取り組んでいると、私も考えております。

しかしながら、奄美市では、食育に関する取り組みについては、小中学校で農業体験、そして料理体験、そして大型加工機を活用したジュースづくり、そして、いろいろな薬草を作った健康食づくり、ふるさと留学生と一緒に地域料理を作る、郷土料理実習を行っており、地域住民に作り方を教わりながら、地域の素材や味に親しんでいます。

そこで、教育長にお伺いしますが、今後、新しい推進の体制を整備して、いろいろなことに取り組んでいただけないかということで、お伺いをします。

○議長（福地元一郎君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。農業体験とかできる、それから郷土料理づくりは、行政のほうとの連携や、体験活動という中で、現在も取り組んでいます。

今おっしゃるように、体験的に島の郷土料理があっても、新しいものに挑戦するとか、そういう部分については、まだのところもあります。

よって、中高一貫校の郷土学の中にもありますので、再度そのようなコースとか、構築については、教育課程の関係もありますから、そのようなことをより多く取り入れて、今の薬草とか、そういったものへも子供が意識するような取り組みをしていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、健康で豊かな食生活について、今年1月に成人式がありました。その場において、「強い生命力と生活力を手に入れる」という演題で講話がありました。その中で、バランスがとれた料理が健康な体をつくっていくことや、時間栄養学では、朝食は朝起きて1時間以内に食事をとる。夕食については、寝る3時間前に食事をするなどのアドバイスがありました。

また、厚生労働省が4月に発表した全国市町村別平均寿命で、沖縄県の北中城村の女性が89歳で3回連続日本一になっています。その島の食材に長寿の秘密があるということで調査してみると、沖縄県ではアオサ、もずく、豚肉、シークヮーサーを食べているようです。特に、毎日シークヮーサージュースを飲んでいらっしゃるということです。

そしてまた、鹿児島県の喜界島においては、4月に亡くなられた田島ナビさん

は、117歳で世界最高齢とみられています。喜界島では、ニンニク、ごま、黒糖など、島の特産品が健康の源だと言われています。

そこで、本町において、町民の健康の増進、食生活の改善の取り組みなどの円滑な推進を図ることが極めて私は重要であると考えますが、町長は、どう考えておられるか、お聞きします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） おっしゃるとおり、その島に生まれた人間は、その島に育った作物を摂取する、摂るということが、やはり一番大事ではないかなということは、これまでのいろいろな研究でも、いろいろな例でも告げられているとおりです。

そういうことで、私たちも、この与論でできるもの与論の土地でできるものを大事にして、できるだけそれを食していきたい、いわゆる地産地消を進めていきたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 健康的な地場食材を活用した郷土料理を、やはり島外に食の魅力を発進して、観光客などにPRしながら誘客増を図りながら、食育、地産地消を積極的に推進する必要があると思います。そういうことで、ひとつ積極的に取り組んでいただきたいと思っています。

次に、農業振興対策、畑かんの整備についてですが、古里地区畑かん整備につきましては、私も過去にも何度か質問をさせていただきましたが、今回期待できそうな前向きな答弁をいただきました。

以前は、平成27年3月定例会におきましては、「現在慎重に推進委員の人選、工事の種類、地区の範囲の設定などを検討している。今後、地元の同意が得られるよう、推進方法を検討していく」という答弁をされておりますが、産業振興課長、私は、なかなか前に進んでいなかつたと思っていますが、その後、何回か検討されたことはありますか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） お答えします。今まで、平成2年ぐらいから、ずっと国の調査機関で地下ダム計画のボーリング調査もしてきており、その結果が昨年29年度に国と鹿児島県からも、そういった地下ダム計画が与論島ではふさわしいのか、ふさわしくないかという意見等もございまして、そのようなことから与論島全体的な水収支計画を今年度から鹿児島県等にお願いしまして、協力しながら、全体的にどこからどこに水を流していくべきかということも考えつつ、今、県と協議をしながら、今年度には各水管理組合へのアンケート調査も検討し準備をしているところです。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 答弁の中で、今いろいろと聞きますと、不足している地区等への水を補給できる新規事業の導入となっていますね。それからまた、この新規事業の水源になり得る地区であるかどうかとなっています。そういうことで、その地区の範囲というのは、どれぐらいなのか、また、どういう新規事業なのか、もう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） お答えいたします。

与論島の場合、どうしても地下水脈では、与論町内の農業に水収集が問題になっているという報告事例がございまして、ということは、地表水、雨が降った時に流れてくる水をいかにして末端で水を集めて、そこから高い所に水をあげて、そこから自動的に低い所へ向かって各ため池を全部一つにして、いちばん最後に元に戻して水を流していくといったような工法で、これから4、5年ぐらいかけて、そのような調査報告を行いつつ、できるところから手を付けられるようにという計画で頑張っています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） あれは真正地区、東地区ですかね、古里の丸窪か間道にため池をつくってありますよね、分かりますか、場所。その利用というのは、まだ何もされていないですよね、沈砂池か何か分かりませんが、大きくただ工事をして掘ってあるだけですが、あそこを利用して、古里地区に使えないのかどうか、そういうところを少しは考えていただきたいなと思って、私は質問するのですが、いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 今御指摘の4、5年ぐらい前に、大久保地区といいますか、あそこに大きな、古里の海に流れてくる、那間小付近とか、叶付近から全部流れていく、また岸本からも流れていく、そういうところの現在は沈砂池という言葉になっていますが、そこも、もちろん第一の水源です。あとハキビナもしかり、旧観光ホテルに流れてくる水とか、そういうところの水をひっくりめて、与論島全体への水ということで考えています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） ぜひ古里地区にとっては、ありがたいため池ですから、ぜひ利

用していただきたいと思っています。

次に、先日、与論町さとうきび生産振興大会がありましたが、かん水は梅雨明けから始めると効果が高いという研修会もありました。やはり、農作物はかん水なくしては、営農生活向上はできないと、私も考えています。ぜひ早めの推進をしていただきたい。

それからまた、今年もおそらく梅雨明けに干ばつがやってくると思います。早めの干ばつ対策本部を設置して、ひとつ被害防止に役立てていただきたいと思って、早めのかんがい設置をお願いしたいと思います。

それから次に、ごみ処理対策についてですが、ごみステーションの管理については、各自治公民館長を中心に地域の方にお任せしているということですが、まだ私は、地域の方々には、あまり私は認識をされていないと思っています。

そういうことで、その地域の公民館長を中心とした地域の方々に管理をさせているということなのですが、どういった管理をさせているのか、その辺の管理をどういうふうにさせているのか御答弁をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 田畠環境課長。

○環境課長（田畠博徳君） 本町には、225カ所のごみステーションがございますが、これは各自治公民館の連絡協議会の中でもお願いしているところなのですが、その各地域ステーションの最寄りの町民と公民館長が一緒になって、もちろんいろいろな町民からのごみステーションの地域の方々の要望もあるのですが、その要望に公民館長が率先して応えていただきて、その設置場所や対策方法については、各公民館で対策をしていただきたいとお願いしているところで、それ以上のことは、現在のところやっていないというのが現状です。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 各ごみステーションによっては、ごみ袋に入っていない不燃物が散乱したりしていまして、観光シーズンにある与論においては、ちょっと観光としてはふさわしくないなと思って、いろいろ考えているのですが、ごみ袋に入っていないのが、まず1点。

それと、名前が書いていない袋もいっぱい見受けられます。それから、瓶とかペットボトルを回収前からずっと置いてあるのです。そういうことをあちこちで、私は見かけるものですから、これをどうにかして、一部の方がルールを守っていないということは分かりますが、そういったことに対して、どのような指導をしていくのか、その辺をお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 田畠環境課長。

○環境課長（田畠博徳君） 今ごみ収集車の方々に、与論島ちゅら島という、ごみ収集の方々がいらっしゃいますが、その方々に、お願いのステッカーを作つて、「下記の理由により収集ができません。御協力をお願いします」ということで、6つの項目がございますが、この項目で「出す日が違います」とか「分別がされていません」とか「名前が記入されていません」「指定袋で出してください」「粗大ごみです。リサイクルセンターへ搬入をお願いします」とか、「町では収集できません」ということで、日にちを書いて、その収集の方々に袋に貼るなりしてくださいということでお渡しして、その対策はしているところです。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 今現在、名前が書いてある人、書いてない人は、全部今は回収しているのではないかと思いますが、いかがですか。回収されてないところはありますか。

○議長（福地元一郎君） 田畠環境課長。

○環境課長（田畠博徳君） その名前が書いていないものは、回収しないようにということで、担当を通して収集の方々にお願いをしているところですが、まだまだ甘いところがあって、収集しているところもあるのではないかと思いますので、今後また更に、そういうことがないようにということで、このステッカーをどんどん利用しながら、しっかりした回収方法で前向きに対応していきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） ちなみに、福岡県のうきは市では、13年前から各指定ごみ袋を取り扱い、指定袋に名前を書いていないのは、中を開けて不燃物が入っていないかチェックをしているようです。入っていなければ名前を書かなくても13年間回収しているそうです。指定袋に名前を書いていない人は、うきは市全体の67.5%だそうです。要するに書かなくても回収するということなのです。

そして、書きたくない人は、何か疑問点を持っているそうです。個人情報か何か知りませんが。ひとり親とか、高齢になって書けない人もいるでしょうから、いろいろなそういう問題があるようですが、私ども与論においても、これからどういった対策を打てばいいかということを、ぜひ検討していただきたいと思っています。いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 田畠環境課長。

○環境課長（田畠博徳君） ごみの有料化が始まって、先進的な取り組みという感じで進めてきたのですが、ここで足元がちゃんとできていないところでして、今後しっかりと、そういう小さなところを見つめ直してしっかり対応していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 次に、生ごみについてなのですが、コンポストの購入費については、平成27年3月から3分の1程度を助成しているということですが、平成29年度の販売実績は、平成28年度よりどうですか、どのぐらい増加していますか。

○議長（福地元一郎君） 田畠環境課長。

○環境課長（田畠博徳君） 平成28年度の販売実績は、41基でした。平成29年度については9基で、1基当たり6,075円の3分の1の2,015円を助成するという形でやっていまして、この実績が伴わないのは、我々のコンポストへの周知徹底が図れていないというところがあるかと思いますので、このコンポストの良さというのを分かっていただきために、さらに研修をしながら、ごみの減量化につながるように対応していきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 平成30年度は、生ごみ対策購入助成委託料が4万1000円予算計上されています。これは簡単にいいますと、20基ぐらいだと思います。今後、積極的に推進をしていただきたいと思っています。

それから、不法投棄についてなのですが、最近不法投棄があちこちで見受けられますですがどうですか、増加傾向にあると思いますが、いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 田畠環境課長。

○環境課長（田畠博徳君） 不法投棄については、大体、年5件から8件、10件以下ぐらいで推移しています。そういうことで、まず不法投棄の情報が入った場合には、写真を撮って週報に載せて、しばらく2、3週間ぐらいした後に回収しているというのが現状です。多くはなりませんが、少なくもならないという現状です。

また、年に1回警察の方と産業廃棄物協議会という協議会がありますが、名瀬から見えている方々や、建設業者と一緒に島内のパトロールを行っていますが、まだまだパトロールの効果や指導が行き届かないところがございまして、今後また新しい対応策を角度を変えて、つくっていくしかないかと思っているところです。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） それから最後になりましたが、生ごみを分別回収して、堆肥センターの堆肥にできないかということをいつも私は考えるのですが、今後どういう対策を講じますか、お伺いします。

○議長（福地元一郎君） 田畠環境課長。

○環境課長（田畠博徳君） 生ごみについては、堆肥センターで堆肥にする考えはあり

ません。

生ごみについては、それぞれの家庭で堆肥化してもらう、それが最小限の経費で最大の効果があると私は認識しています。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） ごみステーションに生ごみを持ち込みますと、犬や猫、あるいはカラス、いろいろな被害が出ているように思います。そういうことで、今後やはり生ごみは各家庭で徹底的に処理をさせる、コンポストを徹底的に助成してあげるというように今後推進をして、さらに強く皆さんの指導をもってやっていただきたいと考えます。そういう要望をしまして、私の質問を終わります。

○議長（福地元一郎君） 4番、林敏治君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。昼食のため休憩いたします。

午後1時半から開会いたします。1時半までに御参集ください。

-----○-----
休憩 午前1時39分
再開 午後 1時29分
-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、1番、遠山勝也君の発言を許します。

1番。

○1番（遠山勝也君） 1番、遠山です。よろしくお願ひいたします。

1 持続可能な営農対策について

(1) 本町の輸送野菜の主力作物である里芋、インゲン、ゴーヤの生産若手農家の定着率が低いのは、規模拡大のための借り入れ制度や人手不足解消のための環境整備が整っておらず、将来の農業経営像が描きにくいためではないかと考えますが、町長はどのように認識し、対策をどう講じていく考えであるか。

(2) 輸送野菜の規格外品を加工販売することで、特産品の開発や雇用の確保、生産拡大にもつながると考えるが、このことについて、指導・推進を図る考えはないか。

2 さとうきびのかん水対策について

(1) 近年頻繁に発生している干ばつ対策において、現在、かん水車と人手が不足しているという声があります。対策を講じる考えはないか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、持続可能な営農対策について、お答えを申し上げま

す。

本町輸送野菜の農家経営の状況は、担い手の高齢化が進み、後継者や新たな担い手の確保・定着が課題となっております。町としましても、新たな若手農家の育成を図るため、青年就農給付金等の国の支援制度を活用した研修制度を設け、就農前の技術習得に対する支援を行うとともに、就農後も定着・発展が図られるよう関係機関と連携した重点的な経営指導等を行っております。

また、施設等の導入に対しても国・県の補助事業をはじめ、町単独の補助事業による施設の導入を進めるとともに、近代化資金等の制度資金に対する利子補給を行い、負担軽減を行い、資金需要に対応できるよう努めております。

労働力の確保につきましては、本町農業の振興を図る上で重要な課題であり、今後は近隣市町村の優良事例の調査等を行いつつ、人手不足解消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、農地の借り入れ制度などにつきましても、農業委員や推進委員の方々と協力してまいりたいと考えております。

次に、野菜の規格外品の加工・販売に対するお答えを申し上げます。

輸送野菜の振興を図るためにも規格外品等を使った特産品の開発には積極的に取り組まなければならないと考えております。

また、地域の農産物の加工製品など、特色ある商品に新たな付加価値を加えて発信していくことで、与論島の宣伝や観光産業への波及効果も期待されると考えております。

これまでの本町における特産品開発につきましては、主に個々の民間で開発・販売が行われてきましたが、異業種間のタイアップによる商品開発及び流通システムの構築を推進し、島内産物原料の商品として、おみやげ店、宿泊施設、飲食店等へ提供し普及させることで、特産品の定着へとつながり、安定化していくと考えます。

今後は、県加工技術センター等との連携や国・県等の補助事業の導入を検討するとともに、特産品展等への出展助成、情報発信などに關係する事業者等が連携して取り組み、輸送野菜の規格外品等を活用した特産品の開発や販路開拓、それに伴う人材や企業の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、さとうきびのかん水対策につきまして、さとうきびのかん水対策については、現在、与論島製糖会社の車両4台を使用し、うち2台は糖業振興会がオペレーターを2人雇用して、畑かん未整備地区で特に干ばつの影響を受けやすい春植えを中心受託し、かん水を行っております。残り2台は生産者へ貸し出してかん水対策に努めております。

また、ハーベスタ連絡協議会とも検討会を重ねており、協議会員のきび運搬車等の活用による散水車組織組合が設立できないか、現在模索中であります。

また、毎年発生している干ばつでもありますので、かん水希望者への通知等も含め、早めの対策を講じ、車両及び人手不足を多少でも解消したいと考えております。

その他の対策といたしましては、水利用組合員への使用料金に対する半額助成、コイン給水施設の無料開放を行い、かん水対策に努めてまいりたいと考えております。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） まず、1番の青年就農給付金等の国の支援制度について確認させてもらいたいのですが、この就農支援制度というのは、単なる親の後を継いだ牛の増頭とか、規模拡大を目指そうとする就農者には適用されず、この制度が終了した後に、新たな作物の導入、もしくは加工・販売等の計画性がなければ、この助成は受けられないと聞いたのですが、これは産業振興課長どうでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） お答えします。私の知り得ている青年就農給付金は、開始型等がございますが、そういった何年後かに違うのをしなくてはいけないということはございません。自分で計画を立ててやっていく上でのことですので、作物を変えたりとかということは全くございません。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） 申し込む人が途中でやめてしまったとかという声を聞くのですが、何しろ申し込む人が少ないという声も聞くのですが、これはどうしてでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 今まで申し込まれた方で、途中で辞めた青年をみると、農業だけに従事するのではなく、ほかの事業所と契約をしまして、農業と兼務といいますか、両立していこうという、そういったほかの事業に移っている関係で取りやめた方がいらっしゃいます。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） ということは、純粹に農業をしようとして申し込むことは可能だということでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 大いに可能でございます。よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） 分かりました。

2点目、輸送野菜の規格外品の加工・販売についてなのですが、今度、庁舎の跡地等にも関係してくると思うのですが、この加工販売に関しては、例えば民間で誰かがやってくださいということでは、これは誰も成功するかしないか分かりませんので、手を挙げる人はまずないと思うので、これを例えれば行政が道筋をつけてあげて、少し手伝ってあげるようなことができないかどうか、町長お願ひします。

○議長（福地元一郎君） 山町長。

○町長（山 元宗君） 今、加工製品の加工・工夫、あるいは販売ということで、行政が手伝いをということですが、これについては、いろいろな個人の会社が加工・販売をしているところですが、これがまとまって他の業者ともタイアップしてするということが、なかなか今までも、いろいろと水産業の方とか、お声掛けをしているのですが、なかなかそれがうまくまとまらずに、今後どうしていけばいいのかなど考えているのですが、町として特産品の開発センターなども設置するにも予算が少ないので、今後そういうふうなところで、婦人の方々、あるいは、いろいろな方々にも声掛けをしていければと思うのですが、まだ町が音頭をとって先に開発をしていくということは、今のところは考えておりません。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） ぜひ前向きに考えていただきたいと思うのですが、いろいろ特産品というのは、見る機会があるのですが、結構いいものがありますので、これを1ヵ所にまとめてアピールして販売できれば、少しは与論島の農作物も、そこに提出する形で販路拡大になるかと思いますので、検討をお願いできればと思います。よろしくお願ひします。

それから、3点目さとうきびのかん水対策です。

これは、何回か産業振興課長とお話ししていますので、事情はよく分かります。この中で運搬車等のかん水散水車組織ですか、これがぜひ形になってくれれば、こういう声もあがらないのではないかではないかと思います。お願ひしたいと思います。

それから水利用組合への半額助成、コイン給水施設無料開放というのは、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 1番、遠山勝也君の質問を終わります。

次は、3番、川村武俊君の発言を許します。

3番。

○3番（川村武俊君） 日本共産党の川村武俊でございます。

2018年第2回定例会において、先般の通告に基づき質問をさせていただきます。

1 障がい児の支援体制について

(1) 与論町特別支援教育保護者会から長期間や連休など、こども園や療育センターが休みのときに障がい児を預けられる施設の要望等が出されておりますが、その対策はどうなっているか。また、障がい児を成長後も持続して支援できる施設等の整備体制が求められているが、どのように対策を講じる考えであるか、お伺いをいたします。

2 町立こども園の行事について

(1) 町立3こども園の運動会等の行事は、同時開催になっています。複数の孫がいる祖父母から行事の合同（一元化）開催や開催日時をずらせないかとの声があるが、検討する考えはないか。

3 外来種動物の対策について

(1) 以前からキジやカラス等の対策をしてほしいという要望が出されているが、その対策はどうなっているか。

(2) 野犬の数が増えつつあり、人的被害のおそれも懸念されているが、その対策はどうなっているか。

4 山羊の生産振興について

(1) 昨今、沖縄の山羊需要の拡大により、本町でも山羊の飼育頭数が増えていきます。新たな振興策として、山羊の生産拡大に取り組む考えはないか。

(2) 山羊も牛と同様、口蹄疫に感染するおそれがあり、徹底した予防対策が必要だと考えるが、その対策をどう講じていく考えであるか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 障がい児の支援体制についてです。

現在、療育センターほのぼのにおいて、正職員2人、臨時職員1人体制で未就学児の児童発達支援6人、就学児の放課後等デイサービス7人の子供を受け入れていますが、もともと対象年齢が違うことや、また、基本的に異なる制度のサービスを同じ教室の中で同じ先生が同時に療育サービスを行うことは認められないことから、時間帯及び曜日等、利用時間を別々に設定してサービスを行うこととなりました。

したがって、教室及び従事職員不足の現状においては、どうしても長期連休期間

中における利用者への不便をきたす結果となっています。そこで、民間の事業者に対して、日中一時支援事業を活用して、利用者のニーズを満たしていただけるよう受け入れ態勢の協力をお願いしていますが、前向きに検討していただけるとのありがたい返事をいただいているところです。

次に、町立こども園の行事についてです。

御指摘のとおり、茶花、与論、那間こども園にまたがり複数の孫がおられる祖父母の立場からすると、同じ日に行事をもたれると、非常にお困りになるものと思われます。でき得るものならば、別々の日時で開催したいところですが、各園とも様々な行事に取り組む中で、準備期間の問題や町の様々な行事等との日程調整上、適切な日時を選択をしており、開催日時をずらすことは非常に現在困難であると考えます。

また、合同開催については、大分過去のことではありますが、合同で実施したこととがございます。

しかしながら、各園には子供たちが一堂に会して出し物・競技等の合同練習を行うことが非常に負担の大きいことや、また本来こども園の運動会は、ほのぼのとした和やかな雰囲気で行われるのが趣旨ですが、3園合同となると競争意識が目立つようになり、本来の趣旨をはずれてしまう傾向があるとのことで、長く続かなかったと聞いております。

以上のことから、今後とも現状のとおり同日個別開催について、深い御理解を賜りたいと思います。

次に、外来種動物の対策についてです。

外来種動物等の駆除対策につきましては、以前からカラス駆除を目的に捕獲用の箱わなの設置や、奄美、徳之島、与論の獣友会へ有害鳥獣駆除を依頼し、過去3年で9羽駆除しています。

また、キジ駆除につきましては、島外島内のハンターによる駆除を継続していますが、なかなか減る兆しがありません。

有害鳥獣の捕獲は、鳥獣保護法により狩猟期間のみに認められていますが、年間を通して有害鳥獣駆除を行えるような与論町有害駆除被害防止計画を県と協議しながら作成しているところです。防止計画を作成した後、キジの卵採取、カラス、キジの狩猟等により、有害鳥獣駆除に努めてまいりたいと考えています。

次に、野犬の対策です。

徳之島保健所管内での平成28年度野犬捕獲頭数は301頭、鹿児島県内で2番目に多い姶良保健所地区は159頭と、徳之島保健所管内での野犬捕獲数は突出して多い状況にあります。

本町においても、過去3年平均で年間38頭前後の野犬を捕獲していますが、野犬の減少に至っていないのが現状です。

野犬の捕獲には、オリにエサを設置する捕獲手法をとっていますが、年々犬も賢くなり、効率的な捕獲ができない現状です。

今後については、睡眠薬の使用や吹き矢、麻酔銃などの使用ができないか保健所と協議しているところであり、より効果的な捕獲方法を検討していきたいと考えています。また、野犬が増える理由として、野犬の妊娠出産及び飼い犬の放し飼い等による妊娠出産によることで、子犬の遺棄につながり増頭しているものと考えています。更に避妊・去勢の推進及び放し飼い禁止を周知徹底し、適切な飼養管理を推進していきたいと考えています。

次に、山羊の生産拡大についてです。

山羊の生産振興につきましては、昭和63年頃にJAの有志で熊本県から導入した経緯がありますが、お腹の中の寄生虫などが原因で、多くの山羊が腰麻痺などにかかった経緯があります。

その後、数年前まではJAの担当者が山羊農家を巡回し、10頭前後まとめて沖縄へ出荷していました。最近は、山羊の頭数が減り、まとめて送ることが難しい状況になり、出荷ができなくなっていましたが、沖縄県内の消費増に伴い、高値で取引されていることから、一昨年、山羊飼養農家よりJAへ山羊出荷の依頼があり、JAの畜産担当者が今帰仁家畜市場の視察を行い、山羊出荷体制について北部地区畜産振興センター長と協議し、市場に出荷できる体制はほぼ整っております。ただ、沖縄に出荷してから翌日のセリ市までの係留施設の確保などの課題と、今帰仁市場の山羊セリ市と、本町の子牛セリ市の日程が近いこともあり、セリ市対応や子牛の出荷等の対応で拘束される状況にありますので、関係機関で出荷頭数の把握、流通コスト及び病気にかかった時などの対応などに協議を重ねて検討していきたいと考えています。

次に、山羊の口蹄疫等の予防対策です。

口蹄疫の予防対策につきましては、家畜飼養業者や関係者の疫病意識の向上を図ることが極めて重要であることから、本町においては定期的に口蹄疫予防演習を開催することで、家畜飼養者及び関係者における共通の理解及び防疫意識の向上を図ってまいります。

また、最近の国内外での疾病発生情報等の周知を行い、長靴や畜舎などの消毒の徹底を呼びかけるとともに、空港及びパスポート発行場所などにも海外で家畜を飼育している農場などへの立ち入りは控えていただくよう、パンフレットの掲示をすることで注意喚起を行っています。

山羊飼養農家におかれましても、家畜の所有者に義務付けられた定期報告書による頭数などの飼養状況の報告を適正に行い、6頭以上の使用農家につきましては、県の家畜保健衛生職員の立ち入り検査により指導を行っていただいたところです。

町としましては、今後も家畜の生産者を含め、関係機関、関係団体等と十分連携し、口蹄疫の発生予防対策及び万が一発生した場合のまん延予防対策に万全を期すよう努めてまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） まず、障がい児の支援体制についてですが、これは保護者会の総会でも質問が出されていたのですが、もちろん7月から夏休みとか始まりますので、心配されておられると思うのです。それで、一応確認ということで、出させていただきました。そういうことで、引き続き、また来年、再来年とありますので、その対策もできればとつていただければと思っています。いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今、民間の業者等とも課長と話し合いをしていただいて、前向きに対応していただけるという話が出てきておりまして、ありがたいなと思うところです。町としましても、できるだけニーズに応えられるように、今後あらゆる方法を検討していきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） お願いをしておきます。

続きまして、こども園の運動会等の行事についてです。

サッカー場等があると思うのですが、このサッカー場は、多目的運動場になっておりまして、例えば、こういった運動会等にも利用できると思うのですが、いかがでしょうか。教育委員会のほうでお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 一緒にやる場所としては、さまざまな場所が考えられるので、結構だとは思います。場所としてはですね。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 4月2日の文書でございますが、与論町立こども園児保護者様ということで、「与論町立こども園の運営方針について」という文書が出されています。これは課長名義で、田畠文成と書いてありますが、御存じでしょうか。これは全保護者に配つてあると思うのですが、保護者の方からいただいたので出していると思うのですが、いかがでしょうか。平成30年4月2日付けになっています。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） 実は、こども園で、いろいろな運営上の懸案事項とかがござりまして、保護者からの要望とかがありましたものですから、そういう点で特に今回、6月いっぱいアンケートをとる予定で、アンケートも出しているのですが、4月2日については、その前に出した文書だと思うのですが、つい先だって6月中に各こども園、そしてまた、職員等々からいろいろな要望等をいただいて、今後、本当に実際のスパンで考えるか、また緊急にやらなければいけないこととか、いろいろあるとは思うのですが、そういうことで、具体的に統廃合とも含めて、今後考えなければいけない、いろいろな方法を検討しなければいけないと思っています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 去年と今年こども園の入園料というのは変わっていないですね、いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） 若干変わってますが、最近、こども園の入園料を無料化にするという国の方針が出まして、具体的には、まだ提示されていないのですが、今後は無料化に向けて動いていくものと思っています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 私がお聞きたいのは、ここの文書に書かれている内容なですが、「年長組については、小学校入学前の生活習慣を身につける大事な年次クラスですので、単独クラスとすることを基本としたいと存じますが、それ以外の年次クラスについては、子供の安全性や園運営の中で、どうしてもやむなく異年齢のクラスを合同配置にすることもありますので、その点を御理解賜りますように切にお願い申し上げます」と書いてあります。というのは、どういうことかといったら、お金のほうは、そのまま頂いてサービスは薄くするということですね。いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） 今日、午前中の中でもいろいろあったのですが、人手不足と申しますか、専門の保育士とかの確保で、すごく今苦労しております、確かに保護者の方は、できるだけ年齢が違うので、別々にクラスを配置してほしいという要望は確かに強いところはございます。ですけれども、どうしても本当にせざるを得ない、ときによっては合同にしなければならない時もありますので、その点は、どうか御理解いただきますようにということで、文書のほうではさせていただいております。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 私がお聞きしたいのは、そういうことではないのです。とにかく、お金をいただいているわけですからサービスをきちんとしなければいけない、それを努力するのは皆さん役割でしょうということを言っているのです。だから、これは保護者の方に、これを押し付けるのではなく、あなたが努力すべきなのです。よろしいですか。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） ごもっともございまして、その点は、園長とも相談しながら、なるべくクラス配置、保護者の御要望を聞くようによっているのですが、どうしても今は専門の職員が少ないものですから、そういう場合に、やはりどうしても危険性だったり、そういうところがありまして、安全性とかを考えた場合に、どうしても誰もいないときが生じてくるものですから、その点で御理解いただくということで、特にまた保護者の皆さん方が集まった中でも、それを一つ一つ丁寧に説明したところ、最初はやはり反対もございましたが、丁寧に説明することによって、御理解をいただけたものと思っています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 何でこれを申し上げたかといいますと、ここに書いてある答弁書も同じような形式で答弁書を書かれているのです。とにかく、私どもの都合で、こうなりましたという上からのトップダウンで書かれているのです。保護者や父兄の立場で書いているのではないのです。あなたの都合でやっているのです、この答弁書は。

こども園の都合や皆さん方の都合によって、こういったことをできませんと書いてあるのです。保護者の都合ではないのです。だから私が、ここで申し上げたいのは、祖父母から、どうしても合同にしてほしい意味があるから、私にやってもらえないかという相談があったのです。なぜかというと、じいちゃん、ばあちゃんは、例えば、那間こども園に行って、それからラクーターで与論こども園に行くのですか、行事は終わっていますよ。家に帰ると、「じいちゃん見ててくれたんですか」と言いますよ。きちんとそれをやりなさいと、あなたに言っているのです。あなたの都合で、これを書いてもらっても質問をした意味がないのです。いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） 行事につきましては、こども園だけでなく小学校もそうなのですが、各校区にまたがって子供さんを持っておられる祖父母の方がいらっしゃるなと思って、本当に困っていらっしゃると、実際、正直そう思います。やはり、ここに書かせていただいたのは、日程調整が難しい点、過去にも実際合同で、私はちょっと知らないのですが、過去のことを知っている園長さん方のお話を

聞きましたところ、過去に合同でしたことがあるのですが、それがどうしても競争意識が出てしまって、なかなか継続できなかつたということをお聞きしております、これは今後課題ではあるなと思っているのですが、園自体の統廃合も含めた形になってくるのかなと思っているのですが、今すぐにやりますとは、お答えできなかつた点で、こういう回答をさせていただきました。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） でしたら、そういう文書をつくって出されたらどうですか。深い御理解を賜りたいと思いますではないんですよ、これから検討をしていくとか、統廃合があったときに、どうしていくかとか、これから検討する課題でしょう、違いますか。

教育長にお聞きします。

この答弁には、ほのぼのとした和やかな雰囲気で行われるのが、運動会の趣旨とあります。「3園合同になると競争意識が目立つようになる」と書かれてあるのですが、小学校、中学校とかはいかがですか。例えば、一緒になると競争意識とか出てくるのですか、いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） まず競争意識については、3小学校が合同でやることは競争意識は出します。スポーツ少年団も3つの学校が競い合いながらレベルを高めていくということでは、1校よりも3小学校あったほうがいいと思っています。

こども園の競争意識も確かに3つあると、那間こども園頑張れ、茶花こども園頑張れということが出てくるということは明らかにあると思います。

現時点で、シミュレーションをすると、会場を1つにしてやることは会場は良いと思うのです。問題は3つを一緒にやるのは、非常に大きな行事のことがあります。

10月20日に、こども園の運動会がございます。それを遡っていきますと、10月6日だけは空いているのですが、10月7日に町体があります。13日の土曜日には土曜授業があります。14日には町体の予備日となっています。9月30日は3小学校の運動会です。もうきりがないのですが、ずっと行事が続いていて、小学校も本当は、おっしゃるとおり、じいちゃん、ばあちゃんにとっては、3小学校ずらしてほしいと。それから、学習発表会もずらしてほしいという検討がありまして、私たちも検討をしたのですが、そうすると、おじいちゃん、おばあちゃんたちにはいいけれども、行事をどこでとるか、すごく取り合いになってくる、3園、3小が、どこで行うか。あまり早くやると、次のものが長くなる、文化祭、学習発表会がある、水泳大会がある、行事をずっと連ねて、町行事との間に3園の運動会を

20日にもってきているということがありまして、先ほどの統廃合にした結果は、一回で終わるのですが、という意味だと考えています。

現時点では、かなりおじいちゃん、おばあちゃんに面倒をかけるけれども、私たち教育委員が言っているように、「上の子供がする時には上の子供からたくさん見て、下の子供は少しだけ見て良かったね」と言えるような、割り振りにもまたお孫さんのことですので家族で話し合って、どの子も見ていいけるようにしてほしいという希望もあります。難しいところですけれども。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 3こども園、同じ日にやっているのですから、日程上は関係ないと思うのです、合同でやっても。ですから、前向きに考えたら統廃合とか考えたときに、こういった形をとったらどうかという検討に入ったほうがいいと思います。町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山元宗君） 今3園が独立してあることによる弊害も相当やはり出てきているのではないかと思います。できるだけ、そういうことになっているので統廃合も含めて、今後検討していきたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） もちろん民営も規模を拡大していますので、そういう方向で考えたほうが一番よろしいのではないかと思います。上からのトップダウンで、こうだと決めつけないで、やはり臨機応変にそういうものを考えていったほうがよろしいかと思います。

次に移ります。外来種動物等の対策についてです。

キジについては、これは年々増加傾向にあると私は思っています。以前はキジもローズのほ場など、あちこちに繁殖、営巣をしていたのですが、最近のキジは学習能力がついて、機械化が進んでいるので刈り残しとか、そういうところに営巣をしているような状況です。

そして、日にち的にも、やはりそういうかみ合わせで早くなったりとか、そういう形をとっているので、なかなか駆除といつても、なかなか難しいような気がするのですが、ただ、このまま放っておくと本当にキジだらけになっていくのではないかと思っています。

もちろんキジの餌としては、もちろんサツマイモとか、そういうものはあります、ムラサキカタバミというヤハタ草を食べて、もちろん食べ残しは、ふんと混ざって、あちこちに広がっていくというのも出てきていますので、できる限り駆除

をしていただきたい、そういう対策をとっていただきたいと思いますが、課長いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） ありがとうございます。本当に、この外来種動物、キジやカラスは、年々賢くなっていると思います。私の頭は老化現象に入ってきていますが、このキジとカラスには負けています。というのが、以前はキジの場合、野菜といいますか、きゅうりとか、そういったものを実まではあまり邪魔をしなかつた。ところが最近ちょっと私の畑などは、去年あたりから、そういったのを見ることができまして、朝早くいって車の中で待っていたところ、案の定3羽くらいまして、頭にきて、たまりませんでした。

○議長（福地元一郎君） 暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後2時15分

再開 午後2時16分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 今後とも、有害鳥獣駆除につきましては、みんなで町民一致して取り組めるような対策を講じていきたと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 取り組みを願いしたいと思います。カラスについてですが、鳥が年中留鳥として棲むのには、まず3つほど条件があるといわれています。一つ目は、年中十分な餌があること。そして、二つ目には繁殖場所が確実にあること。三つ目には、寝る場所が確保されること。この三つが整えば年中、鳥というものは棲むそうなのです。ですから、カラスも、こういった条件が確実に与論で整っているのではないかと思っています。餌としては、いろいろミカンとか、そういったのもありますが、私は牛の飼料が餌になっているのではないかと思っています。私のところも飼料袋を置いていると、つづいているのです。何がつづいているのかといったら、カラスだったのです。

ですから、そういった感じで年中牛の餌とか、そういったのをカラスが餌にしているので、この3つが整って、カラスが留鳥としてすみ着いているのではないかと思っています。以前は2羽とか3羽だったのですが、最近は十数羽群れで飛んでいるのです。これがいったん増えてしまうと、なかなか駆除対策はできない。今のう

ちに駆除をしていただかないと大変なことになるのではないかと、作物とか。例えば、牛の焼却があるのですが、子牛が150頭ぐらい焼却されているのですが、例えば、そこにカラスが降りてきて、目とかをつつけたりしたら、今度は生きているものにも、そういったのが出てくると。それは被害が出る前に駆除をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） はい、よく分かりました。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 次に、野犬についてです。

野犬は、本当になかなか減少傾向に至っておりません。その原因は、どこにあるかといつたら、子犬の譲渡とか、こういったところにあるのではないかと思っています。ですから、条例等をつくったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 田畠環境課長。

○環境課長（田畠博徳君） お答えします。

今のところ条例をつくる計画はありませんが、検討する余地もあるのかなと思っています。犬もキジやカラスと同じように、我々よりもすごく賢くて、なかなか捕獲できない現状であります。オリに臭いが残っているのか、以前に捕獲された犬のにおいがついて警戒しているのか、周りに餌をつけるのですが、なかなか入ってくれなくて、入っているのは猫が入るというような感じで、なかなか犬の捕獲には、なかなか結びつかないのが現状です。

私が考えるに、オリをきれいに洗うなり、焼くなり、オリを替えるなりと、オリの使用については、今後検討していきたいと思いますし、ここにありますように、睡眠薬の使用や吹き矢、それから麻酔銃などができるば、保健所と協議しているところでございまして、対策の方法も検討していきたい。

また、条例も持ち帰って担当者と関係者と協議して、この条例をつくることによって、どういう方向にうまくいくのかというのを検討していきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時22分

再開 午後2時27分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番。

○3番（川村武俊君） 野犬は、取り組みをお願いしたいと思います。

あと山羊の振興についてですが、山羊の普及は沖縄では県を挙げて10年前から取り組んでいます。山羊というのは、宗教を問わず、牛や豚とは違って、どこの国でも使用できるというメリットがあると思います。そういった感じで、できればグローバル化が進んでいる中、この山羊の普及に努めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 今、町長からの答弁にもありましたとおり、2年ぐらい前にもそういったことがございまして、調査をしておりまして、平成28年度と29年度、山羊の頭数調査を実施しましたところ、平成29年度が88頭、28年度が84頭と、ほぼ横ばいの状況の飼養頭数になっているかと思います。こういった関係機関、JAとも話ををしていまして、この答弁書にあるとおりなのですが、できることであれば、高齢者の人たちが飼いやすい、そういった山羊の飼養も進めていきたいとは思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 取り組みをよろしくお願ひします。

あと口蹄疫の件は、御答弁にあったとおりですので、引き続きお願ひしたいと思います。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 3番、川村武俊君の一般質問を終わります。

次は、6番、町俊策君の発言を許します。

6番。

○6番（町俊策君） 6番、観光に関する問題を4問ほどしたいと思います。よろしくお願ひします。

1 観光振興について

- (1) 現在、NPO法人「与論島ウンパル学校」（代表、竹盛窪氏）のメンバーが民間の支援団体の助成金を活用し、「花と蝶の観光地づくり」を目的として活動している。この活動に呼応して、情操教育、自然観察教育の一環として、各小中学校、高校、婦人会、老人クラブ等の花園にペントスとホウライカガミの植栽協力をお願いし、オオゴマダラを繁殖させ、「蝶舞う観光地づくり」を推進する考えはないか。
- (2) 船倉の遊歩道の出口付近に設置されている公衆トイレが故障したまま放置されており、付近の民家のトイレを借用する観光客が増え、住民は困惑している。町に改修のお願いをしたが、現在もその返答がないとのことで

あるが、どう対処するお考えであるか。

これは私のほうが、ちょっと勘違いしまして、昔、町に要望してくれと言われていたので、町に言いました。町には改修か新たにつくってほしいということを申し上げたのですが、撤去してしまって、結局なくなったのです。私は、撤去してほしいという話はしていなかったものですから、現状、そこの昔建っていた場所は、いろいろと雑木が密集していまして、基礎だけはあるのだろうと思って見てみしたら、そういうことで取り壊されていましたので、私のちょっと勘違いのところもありました。しかし、住民が迷惑をこうむっているというのは、今でも引き続き同じです。

- (3) 大金久の遊歩道は、船倉まで開通し、観光コースとなっているが、町道との接続地点には景勝地である船倉海岸への誘導看板がない。また、按司根津栄神社の浜やどいの説明、鳩の湖の説明看板等もない。風景と人の生活とのかかわり等の印象付けは大切なことと思うが、観光案内板等の配置についてどのように考えているか。
- (4) 供利港の待合所には、周辺の見学箇所への案内板が設置されておらず、見学箇所への誘導看板も不適切な場所に設置されている。観光地としてふさわしい看板の設置が必要だと思うが、どう対処する考えであるか。

2 「観光地づくりモニター」の設置について

- (1) 本町に訪れる観光客は、老若男女さまざまである。受け入れる側も、おのの客層への配慮は大切なことであると考える。シンクタンクに「観光地づくりモニター」を設置し、観光パンフレットの作成や島内設置の看板等について意見を聴取し、魅力ある観光地づくりに取り組む考えはないか。

以上、5点の質問について御回答をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 蝶の舞う観光地づくりについて、その推進についてです。

町の舞う観光地づくりの推進につきましては、与論ウンパル学校が特に力を入れている大金久遊歩道の植栽環境整備を行っていますので、ホウライカガミの生育環境も向上しており、これまで以上の活動効果が期待できるので、連携を図りながら、今後も推進をしていきたいと思っています。

次、船倉のトイレの件ですが、御指摘のあつたくみ取り式の公衆トイレにつきましては、コンクリート剥離により、老朽化が著しかったために、平成29年度に撤去しています。

これまで、観光客並びに付近の住民へご迷惑をおかけして大変申しわけなく思っています。今後は、ご迷惑とならないよう、表示板を設置するなどして、付近の公

衆トイレへの案内を強化し、快適な滞在環境を提供できるように取り組んでまいりたいと思います。

次に、大金久遊歩道、その付近の看板設置についてです。

船倉海岸付近の交差点には、標識柱を設置し、案内を行っているところですが、利用者が多い古里十字路からの一連の案内ができるよう、県道から案内表示板設置について、県とも協議連携し、案内板設置を図りたいと考えています。

浜やどいや鳩の湖については、景観に配慮した形で説明看板の設置を検討してまいりたいと思っています。

次、供利港の待合所、あるいはビドウ付近への看板設置ですが、該当者に簡単に分かりやすく情報提供を行うには、観光地整備として重要な施策の一つです。供利港には、周囲を案内する看板がないため、待合所に周辺マップの設置を導入することは、一連の案内に有効であると思われます。

また、隣接する小浜地区においては、夕日の美しいビドウ小浜遊歩道公園の整備が行われており、完成にあわせて周辺マップなどの看板設置等について、鹿児島県と協議してまいります。

次、観光地づくりモニターの設置についてです。

本町の観光行政への意見を提供いただける機関として、ヨロン島観光協会を中心とした各関連団体があり、これまでさまざまな御意見を拝聴させていただいています。

昭和50年代の観光ブームの時代から入り込みは減少の一途をたどりましたが、近年、入り込み数が増加に転じており、少なからず、これまでの体制・施策を反映した結果であると考えています。

また、DMO組織づくりも検討されており、観光地づくりのモニターの役割を担う機関になると思われます。

様々な御意見を収集することは、非常に大切なことですので、これまで以上に関連団体並びに観光客からの意見集約に努め、観光施策に反映させてまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 1の(1)について、少し補足をいたします。オオゴマダラについてです。

教育委員会としては、育成会の花壇に植える花は、特に指定はしていませんが、協力依頼をすることは可能だと考えています。

○議長（福地元一郎君） 6番。

○6番（町 俊策君） 質問いたします。まず1番目のNPO法人のウンパル学校の活

動についてですが、この方々が非常に努力なさっているのは、単なる蝶による花づくりだけではなくて、あらゆる観光に関する、あるいは蝶の自然環境に関する問題点について努力をされているメンバーです。

それで、この方々が現在、特に力を入れているのが、「蝶舞うふるさと」と、これは花王石鹼から資金が出ているのだそうです。この資金を有効活用しまして、この際、与論島を「蝶舞う島」にしたいと、そういう考え方で、ずっと実践を続けていらっしゃいます。

大金久海岸の遊歩道のところも植えられておりることは知っています。それから、各学校に食草であるホウライカガミや、ペンタスなどが植えられており、どこの学校にも。

そして、肝心の幼虫が、どこの学校にも育っていないという難しいところの問題が残っているのですが、ここでお願ひしたいのは、各学校におきましては、各学校の相談相手、いわゆる花壇を担当していらっしゃる先生に協力してくださる先生お一人でもいいのです。それをお願いして、お互いに連絡しあう仲間を増やしたいということですので、それを教育長先生にお願いしたいと思います。

それから、この蝶は、ただ蝶がひらひらと舞って観光というだけではないのです。これが成功してきますと、御承知のとおり森英恵（もりはなえ）という人の洋服のデザインは蝶々なのです、基本がですね。前にも、これはお話したことがあると思うのですが、蝶々と与論島の関係というのは、パナウル王国をつくったときに、国分の自衛隊の音楽隊が来てくれました。それはなぜかというと、自衛隊の新しい制服、この制服が森英恵デザインの蝶々なのです。背中に蝶々があるのです。それを披露したいということで便乗してこられたのです、国分の自衛隊が。そういうこともあって、蝶々と与論島というのは、そんな形での結びつきもありますし、森英恵さんの娘さんが服飾デザイナーとして活躍されておりますが、こういったことで、もし森英恵さん、それから当時のパナウル女王は三原じゅん子さんです。今は参議院議員です。こういった方々と連携をして、三原じゅん子さんも、初代パナウル女王ですら、与論島のことは知っていますし、こういったことでの関連付けをして、これを誘致できたらパナウル王国のシャツとか、いろいろなものができるのではないか、分かりませんが、今から難しいことではありますが、そういうつながりをもつてくなら協力をじさないのでないかなという気がいたします。もちろん、それに対する権利、その他の問題は発生しますが、そういったことは制作者にお返ししてもいいのではないかと思います。そういったことでの提案です。これは単なる蝶が舞えばいいというだけの島づくりではなくて、熱意のある人たちのお力を借りしながら、さらにそれが向上するようにという考え方で、これを質問させ

ていただきました。

次に、船倉の遊歩道出口付近に、これは私の先ほど申し上げましたちょっとした勘違いなのですが、実は今あるところと、その前にあったところの距離はかなりあります。今つくっているのは、ずっと中のほうですから距離はあります。それから、今つくってほしいのは、あそこに民宿があるのですが、そこはお客様が列をつくることがあるのだそうです。というのは、バスで船倉にお客様を連れていくものですから、船倉を見せて、そこにお客様をおろしておきますと、客さんがその間にトイレを借りにくると、トイレを探しながらくるということだそうです。

ですから、順路としましても、中側を通ってきても、外側を通ってきても、いったんあそこで交差する地点になるのですが、やはり前あったところへのトイレの設置は必要ではないだろうか。今後、自転車で観光する人もいるし、もちろん船倉は観光地として、すごくいい場所ですので、あの岩の上から見る海の色というのは、私があちこち見て回りましたが、一番だと思います。あそこにかなう海の色を見ることはできないと思います。そのぐらい重要な観光スポットだと思います。とてもいい場所だと思います。あの辺一帯をきれいにしていただきたい。

それから、按司根津栄神社の浜やどい、これも一種のロマンですね、人とのかかわり合い。生活と観光は密接な関係がありますが、そういったことで、あの物語をあそこにちょこっと載せることで、昔この島にも、そういう王様がいたのかと、支配者がいたのかと、いわゆるハワイのカメハメハ大王を連想するのではないかと思うのですが、そういう人の伝説というか、そういったことの関連付けでも、観光としては必要なことだろうと思います。

それから、船倉の問題ですが、船倉のあの辺一帯が、みんな砂浜でつながっています。あそここの砂をどうにかして元の自然に返してあげないと、全部磯焼けというんですが、砂が全部取れてしまうと、下の岩盤が出てきますと、ものが生えません。あそこは前から、もずくとか、スーナ、浜沿いには大きな蛤などもとれたんです。ハマグリの小さいやつは実の厚いのもとれましたが、これは碁石とかボタンにするということで、そういった生態系もあったのです。私が島に帰ってきた頃は。そして、夜になると、チミとかエビ類もいましたし、そういったことで非常に豊穣の海という感じがしたところです。今は離れ島が埋まり、そして海流がなくなり、もずくもなくなり、全てがなくなりつつありますので、いったんあの砂を元に返すことはできないだろうかという思いです。

それから、遊歩道も埋まっています。この遊歩道も、あそこには非常に観光地としては、第一級の観光地なのに、管理者が不足していると思います。管理体制ができていない。遊歩道は迷路になってしまって、どこをどう行けばいいか分かりませ

ん。標識もないし、道路も砂で埋まっています。そういったことで、あそこは管理する人を1人は必ず置くべきだと思います。百合ヶ浜の遊歩道一帯にかけて、そこには小さなユンボを置いて、あそこを管理する必要性が非常に高いのではないだろうか。

それから、もちろん歩道標識も順序を追って、それなりのかわいい形をしたものをしていくとか、途中に少し一服する場所として腰掛けを置いて、木製の長い腰掛けでもいいのですが、そういったものを配置したらどうだろうかと、そういう思いがします。

とにかく、我が島の最もメインである観光地を少しおろそかにしているのではないだろうかと、手が届かないのではないかという気がします。遊歩道の埋もれた砂は、モクマオウを切ったじゃないですか、木っ端にしていますが、あの上にかぶせて、そこに植栽ができるような環境づくりも必要なのではないかという気がします。

とにかく、大金久のあの海岸一帯は非常に重要な箇所ですので、ここには本当に真剣になって取り組んで、あそこさえ整備すれば、世界に誇れるのです。世界ですよ、世界に誇れる景観地なのに、それが今ひとつ認識が足りないのではないかという気がいたしますので、これは絶対に組織的というか、そういったものをきちんとしておいていただきたいと思います。それについて、町長ひとつ考えをお願いします。昨日かおととい、あそこをお回りになったのではないかと思いますが。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。おっしゃるとおり蝶を見て回ってきました。オオゴマダラが3、4頭飛んでいたので、大変うれしく思いながらくるところでした。

実は、向こうへ行った理由の一つは、コースタルリゾートに砂が足りないということで、向こうに砂がいっぱいあったと思って、それを見たりしながら行ったのですが、今、町議員がおっしゃるのは、やはり磯焼けがあるというなら、それはそっちに持っていくのもどうかなと思ったりもして、ふと思ったりすることでした。けれども、とにかく百合ヶ浜を含めて、大金久一帯の海流調査をまずしてみたいなど今思うことです。どういうふうにして砂が流れていっているのか、どこに動いているのかというのをまず調査をしてみる必要があるのではないかなと思います。

そして、それに対して、私も子どもの頃、向こうでスノリをとったり、いろいろな浜遊びをした経験がありますが、やはり、そういう昔のあの豊かな大金久船倉を取り返したいなと思ったりすることです。

おっしゃるとおり、船倉のトイレを含めて、せっかくできた遊歩道が、ずっと船

倉まで続いてきたあとのことも考えながら、本当に観光のメインにできればなと思うことです。関係課とも連絡を取りながら、与論の目玉になるような、観光地に押し上げていければと思っています。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 6番。

○6番（町 俊策君） それから、もう一つ、すぐ隣に「ミナタ離れ」があるのですが、この「ミナタ離れ」の景観も非常に重要な箇所だと思います。ぜひ、あそこは写真に撮ってもらいたいなと、訪れるお客様にですね。

そして今、トイレの後の方に山口誓子の碑が隠されています。立派な碑ができるにもかかわらず、雑木で隠されています。そして、陸地の手前が一段高くなっていますから、山口誓子の碑を入れて後ろの、あの離島と海を撮るならば、俳句に書かれている「冬も青 離は 神饌（ミケ）の棚なるよ」という、この句がぴったり出てくるだろうと思います。山口誓子という人は、御承知だと思いますけど、正岡子規の一番弟子です。いわゆる何とか派という人の正式な伝統を受け継いでいる人で、与論に来られた折には開発銀行の方々が御案内してみました。それぐらい大切な先生だったです。もう1句は与論の琴平神社に場違いだとは思うのですが、あそこにも句があります。あそこは、「原始より 碧海 冬も色変へず」というのがあります。あそこは不適切ではないだろうかという気もいたしますが、大きな石碑ですから、お金がかかることなので、あまり言えないのですが、二つあります。この二つは与論の紹介をするのに一番ふさわしい句もあるし、現実的に、そういう方が称賛されたことの誇りも、我々も感じとっておかなければいけないのではないかと思います。

今、船倉と、それから、今度は供利港ですが、供利港の待合所を出まして、供利港の先端に出ていくのですが、船乗り場の方に行くのですが、右側に二つ上がる道があつて、一つ目、二つ目があります。その二つ目から遊歩道に入っていくのですが、ところが黙って見ていると、一つ目の遊歩道の上までお客様は上がって、また違うなという、きょろきょろしながら行くのですが、ああいった案内板の立て方も、やはりお客様が見るという視点を考えながら、そのものの有効性を出すような、一つの心入れが必要ではないかなど。

それから、もう一つ、せっかくこういうすばらしい遊歩道があるのに、そこへお客様がちょっと行ってみようという誘いがない。待合所のすぐそばに、大きな看板がありますが、昔つくった看板とかありますが、あそこは空けて車が止まらないようにして、そこにお客様が見て、退屈しのぎに見たら、ちょっと行ってみようかなということもできます。

もう一つの大きな目的は、与論駅から空港へ行く遊歩道ができるのですが、これ

がつながれば、学校教育には最も適した観光コースなのです。何回も申し上げていますが、途中に焼却炉もあります。焼却炉については、生活環境、社会環境の学習の場として大変見るのには適していて、学習するのにはいいのではないかということで、あそこも観光コースに入れて、そして空港に通じる道をつくって、そして港に行く。あるいは逆コースで、空港で待合の人たちが、そこを見ながら、また空港に帰ってくるという、回遊コースができるので、このことによって、一番の利益を受けるのは旅館業者なのです。旅館業者の方々は、次のお客様を受け入れるために早くお客様を出したい、出したいけれども、お客様を退屈させてはいけない。ホテルの付近をうろうろされるとすごく、掃除の邪魔になる。早く連れていって、港で喜ばれて空港で喜ばれて、最後の観光をして帰るというコースになります。そういう活用法を考えながら、やっていただきたい。それから、できる前に既に、この小さい蝶々が群がっています。ソテツが今全滅の危機に瀕しています。そういうものも、やはり気をつかっていかなければ、商品作りとして見せるものがなければ、与論には客は来ないです。自慢できる観光地、観光施設だと思いますから、その辺を大切にしながらやっていくべきだと思います。もっと観光にとって重要性を感じてもらって、そして、その対策・対応をもう少しきめ細やかにお願いしたいと思います。どうかひとつ、今後の観光に対する考え方を改めていただきたいなということです。

それから、なぜかは分かっているのですが、モニターという話をしたかといいますと機能していないからです。観光協会しかり、旅館業組合しかり、結局自分たちの事業についての問題ですから、なかなか言いづらいところもあるでしょうが、それは、旅館業組合にしろ、観光協会にしろ、協会そのものが商品なのです、お客様から見れば。どう優遇した対応をされるのか、そういうことを含めて、それを大きな目で視野に入れた方向づけをする。

それから、商工観光課の職員が若いです。ベテランというのは役所だからいないのですが、その後押しをすると、商工観光課の職員が入ってきて、そして、その職員の活動を後押しする、あるいは方向づけをしてあげるとか一緒になって考えてあげるとか、そういうことをしない限りは、世界中を見て回る多くの客が与論島について、失望するのではないかと、そういう気がしてしようがないです。そういうことから、「観光地づくりモニター」という言葉をつくりましたが、適切ではないかもしれません、必要ではないかもかもしれません、気持ちとしては、どうか観光協会がありますから、何々がありますからというのであれば、ある機能を最大限に発揮してもらいたいと、そういう意味合いで。以上をもちまして、私の質問を終わりります。

○議長（福地元一郎君） 6番、町俊策君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。3時10分から始めます。

-----○-----

休憩 午後3時00分

再開 午後3時08分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、7番、大田英勝君の発言を許します。

7番。

○7番（大田英勝君） それでは、平成30年第2回定例会にあたり、先に通告した件について質問をさせていただきます。

1 町内の公営住宅事情について

(1) 最近、朝戸集落の児童・生徒が極端に減少し、地域で問題になっている。

残念ながら朝戸集落には一般的の公営住宅が1戸もなく、それも原因の一つではないかとの声が強くなっています。この問題を解消するためにも、ぜひとも朝戸集落に住宅団地を建設してほしいと願っておりますが、検討する考えはないか伺います。

(2) 現在の教員住宅は、いつ建設され、その住環境はどうなっているか。古い教員住宅は、建て替えやリニューアルするなど、住環境を良くすることが優秀な教師を迎えることにもつながると思いますが、検討する考えはないか。

2 お知らせカレンダーの発行について

(1) 以前、毎週発行していたお知らせカレンダーは、現在、月2回の発行となっている。発行回数が減り、1回分に掲載する情報量が増えた影響からか、字が小さく読みづらい時がある。情報が多い時は2枚立てにするなど、工夫・改善を図る考えはないか。

3 大学入学共通テストの英語民間試験について

(1) 2020年度から行われる大学入学共通テストの英語民間試験は、県内全域に試験会場が設けられるのかが不透明で、受験生にとって、受験機会や経済的負担の公平性が確保できないのではないかとの懸念の声が上がっていると聞く。少なくとも高校のある島には試験会場を設けるべきだと考えるが、教育長はどのように認識しているか。また、受験生に新たな負担が生じないよう、早期に関係方面へ要請する考えはないか。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、私のほうから最初の町営住宅と、続きまして、お知らせカレンダーについて答弁を申し上げたいと思います。

まず町内の町営住宅の住宅団地建設についてです。

本町が管理する公営住宅等が119戸、県営住宅24戸を加え、143戸が現在の公営住宅供給戸数です。ここ近年、5回の入居者募集の平均募集倍率は8.1倍となっており、住宅の需要に対して、供給戸数が足りない現状が続いている。

本町の世帯数は、今後減少することが見込まれる一方で、近年Iターン・Uターン者が増加しており、今後の世帯数の減少を鈍化させるためにも、Iターン・Uターン需要に応じた住宅供給による居住環境の確保が、本町の移住・定住策として重要な位置づけをしているところです。

御指摘のとおり、朝戸集落には、公営住宅については建設されておりませんが、現在、他の集落も含め、建設予定地における土地情報を収集しているところであります、既存住宅の改修事業とあわせて新たな住宅を順次建設すべく計画を進めているところです。

次に、お知らせカレンダーの工夫についてです。

文書配布につきましては、小組合長の負担軽減を図ることから、平成28年1月から月2回発行しているところです。お知らせカレンダーにおいては、月の発行回数が減ったことから、掲載する情報量が増え、紙面の両面に情報を詰め込む作業の結果、文字が小さく読みづらくなっていますので、御指摘のとおり二枚仕立てや、紙面サイズの変更など改善を図ってまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、町内の公営住宅の2番目、教員住宅についてお答えいたします。

現在の教員住宅数は42戸あり、最も古い建物は昭和48年に建築され、最も新しい建物は、平成19年に建設されています。築年数で見ますと、築30年以上が21戸となっています。

住環境については、良好な環境の維持保全のため、入居者の退去時に住宅点検を実施し、入居時と同等の状態への修繕を行っています。

また、入退去時以外でも、修繕の要望があれば、その都度状態を確認し、修繕を行っています。しかしながら、築年数が30年以上経過した住宅については、御指摘のとおり、今後建て替えやリニューアルが必要だと考えます。今後計画されている給食センター整備事業や那間小学校整備事業等の大型事業計画と、町の財政状況

を考慮し、安全で快適な住まいを長期にわたって確保するため、修繕、改善、建て替えなど、教員住宅の整備について検討してまいりたいと思います。

次に、3番の(1)共通テストの英語民間試験についてです。

大学入学共通テストの英語の民間試験導入については、その状況を見守っているところです。御指摘のとおり民間試験は、現在、与論町では実用英語検定試験のみであり、国が認める予定でやる8種類の民間試験の一つだけあります。当然、英語検定以外のものを利用できないという選択面においても、さらには受験料が大きい上に受験のために島を出る費用もかかりますので、他の便利な地域と比べると不利な状況であることは明らかであります。大島地区の状況も把握しながら、受験生に不利にならないような環境の構築に向けて調査や要請等を行っていきたいと考えます。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） 公営住宅が県営を含めて143戸という御答弁がありました
が、これは集落ごとに分けた場合、どの集落には何戸とかいうデータがありました
ら教えてください。

○議長（福地元一郎君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） それでは、お答えいたします。

現在、公営住宅と町単独住宅がございますが、まず公営住宅について御説明いた
します。公営住宅につきましては、茶花校区が辻宮住宅が15戸、与舎住宅が。

○7番（大田英勝君） 集落で。

○建設課長（町本和義君） ちょっとお待ちください。

茶花校区が32戸、立長が15戸、城が16戸、那間校区が31戸あります。茶
花は51戸、申しわけございません。辻宮が20戸です。

○7番（大田英勝君） プラス県営住宅。

○建設課長（町本和義君） はい。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） はい、分かりました。ということは、茶花、立長、城、那間は
あるのですが、朝戸、西区、東区、古里、叶がゼロということですね。

○建設課長（町本和義君） そういうことです。

○7番（大田英勝君） そういうことですね、はい。

朝戸集落も、かつて本当に子供が賑わって、いっぱいおった時期がありまして、
平成の1桁の年代の頃、平成元年から9年、10年頃までには、小学生が50人と
か60人台で、本当に子供たちの声がして活気づいていましたが、それが全体的に
そうなのでしょうが、30人台、20人台、10人台と、だんだんだんだん減って

きました。そして、ついに平成28年度は7人、それは1年生から6年生までの合計です。平成29年度が6人、今年度が8人、1桁ということで、本当に残念な状況になっています。

一方、城集落は、最近住宅が整備されているのですが、いわゆる平成の1桁の年代には40人台、30人台、そして、だんだん20人台と減っていました。それも、これは全体的な流れの中で、そういう具合になっていたのですが、住宅整備が進むにつれて、20人台、30人台、40人台と回復をいたしまして、平成29年度からは東区を抜いて、与論小学校において、児童数がトップであります。平成29年度が37人、今年度は42人の小学生が城には住んでいます。このような児童数の推移というのは、まさに住宅整備の効果というのが如実にあらわれたような結果、そういった数値ではないかと思っています。そういった意味でも、やはり、各集落にバランスよく住宅も整備していく必要があるなと考えています。

先ほどの答弁で、そういう計画があるという話がありましたが、具体的には、どういった集落に計画をお持ちか、教えていただきたい。

○議長（福地元一郎君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） 今現在、公営住宅につきましては、先ほど申し上げましたとおり、朝戸集落以外にも、西区、東区、古里、叶といった集落についても、公営住宅が建設されておりません。そういう意味で、他の校区とバランスが取れるよう、全集落に公営住宅を建設すべく計画をしてくるところです。

それには、いろいろな条件がありまして、農地法、農振法、さらにあるいは通勤、通学、もしくは購買等の生活利便性も考慮しながら、あらゆる様々な要件クリアが必要でありまして、最適な住宅の候補地がなかなか見つからない現状です。

しかし、幸いに、この間1件、他の集落ではございますが、西区集落ですが、島外に在住されている方から土地を提供してもよいという情報がありまして、今これを計画すべく、準備を進めているというところです。

したがいまして、今のところでは西区集落が候補地が1件あるということと、できれば皆様方に、いろいろな情報がありましたら御一報いただければ、こちらで順次計画を進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） 大変ありがたい進め方だと思います。できるだけ、今まで1戸もなかったようなところは優先的に、そういう条件にかなった土地を探しながら建設していただければ大変ありがたいと思いますし、そのように進めていただきたいと願っています。

町長も、ただいまの答弁のようなお気持ちなのか、町長からも御答弁をお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） この公営住宅と教職員住宅がまだあります、そういうのも加味しながら、まずは土地が確保できるかどうか、そして、その土地が住宅地に適しているかどうかというのを検討しながら、今、建設課長が言ったように、できるところから早く進めていきたいと思っているところです。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） 地元も大変ありがたい話ですので、自治公民館を中心にしながら、みんなで協力し合いながら土地の情報等も、いろいろ調査しながら、みんなで受け入れ態勢を進めていきたいと思います。

また、ほかの住宅のなかつた集落についても、その辺のことは配慮をいただきながら進めていただければ大変ありがたいと思います。自分さえ良ければいいというような、そういう考え方ではなくて、やはりバランスよく同じような意味合いの中で、同時に良くなっていくというようなことで進めていければと思っています。ひとつよろしくお願ひいたします。

それから、教員住宅についても集落ごとの戸数が分かりましたら、お知らせいただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 池田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（池田憲司君） 教員住宅につきましては、42戸あるのですが、那間集落が8戸、西区が4戸、古里が4戸、朝戸が5戸、茶花が9戸、城が9戸、東区が3戸という内訳になっています。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） これは、ほぼ全集落にわたっていますが、立長と叶がないわけですね。この辺もやはり集落的、地域的なバランスも配慮しながら、ぜひとも進めていってほしいと思います。

築30年を超える住宅もあるということのようですが、以前、朝戸の教員住宅でも新しく来られた女の先生が、ネズミが出るとかゴキブリが出るとかで、やっと先生方が入っていただいたということで喜んでおりましたら、「あれ、いつの間にかいなくなっちゃったよ」という話になりました、茶花の新しい住宅に引っ越されたという経験があります。

そういうことで、私たちの年代は寝るところさえあれば、というような感覚の年代なのですが、最近は、そういうわけにもいかず、ある程度の住環境がないと先生方も落ち着いて住んでおられないということではないかと思いますが、そういう経

験もあり、非常に残念な思いをしたことがありますので、そういうことがないように、随時退去されるときには、それなりのフォローをしながらやっておられるということで、それは続けてやっていただきたいと思うわけですが、古いものは、いくら手直しをしても、やはりある程度になると、根本的にやっていかないと間に合わないようなことも出てくると思いますので、その辺も検討をしていただければ大変ありがたいと思います。

それと、私は住環境をよくして、そういう良い教員住宅もあるよということが、良い先生を誘致するための側面的な援護にもなるのではないかという考え方を持っているのですが、教育長先生は、その辺についてはどうお考えですか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） おっしゃるとおりだと思います。

来られてから、くみ取り式のトレイだったとか、実際に自分が校長のときに網戸がはずれたとか、台風の時はどうだったというのを、まず私に訴えに来ておりました。やはり、来てからＳＮＳで、こうだったと、今はどんどん伝えますので、やはり良い場所に行ったということが、大きな次の人たちへの勧めにもなると思います。おっしゃるとおり、なるだけ良い環境にできるように、要望があり次第、できるだけ一つでも早く直していくように努力したいとは思っています。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） ありがとうございます。私たちは、教育立島というのは島是（とうぜ）であって、子供たちに教育でもって、いろいろな形で伸ばしていくのが、島の一番の大事な観点だと思いますので、優秀な先生をお迎えするということが、それにつながるわけで、ぜひとも、その辺はまた、私たちの一般の住宅もそうなんですが、教員住宅についても、よその町に比べて見劣りのしないような形で、ぜひとも先生方の間でも、与論は住宅もいいし、島もいいし、人間もいいしということで、いい感じの話題、風評がいいほうに伝わっていくような取り組みを、ぜひとも頑張っていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それから、お知らせカレンダーにつきましては、ありがたいことに、ひと月前ぐらいですかね、とにかく小さくて、私自身も本当に読めなくて、虫眼鏡を出して見ても、ちょっとあまりよく読めないなというようなことがありましたので、二度とそうなってはいけないということで、慌てて質問したのですが、その後だいぶ良くなったように感じておりますし、これは1回ちょっと気をつければ、ちゃんとできることだと思いますので、ぜひとも情報量の多いときは、いろいろ工夫したりしながら、ぜひ皆さんに伝わるようなカレンダーにしていただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

それから、大学入学の英検の試験につきましてですが、今の高校1年生から、これが試験の中で採用するという形になっているようですが、今のところ、現在の英検、それに合致せずに、新型の英検が認定になっているというようなお話ですが、現在は、各高校とか拠点会場とかでやっている英検の試験が、予定としては2020年度からは拠点会場というような報道が出ているようですが、会場を増やす検討はされているというような情報もあるようですが、会場が固まらないうちに増やす検討をしている間に、ぜひとも、少なくとも高校のある島では試験が受けられるような状況をつくっていくためにも、今のうちに早く声を上げて取り組みを進める必要があると思うのですが、残念ながら答弁の中には、島を出る費用もかかりますのでということで、それは既成事実というか、もう諦めて島外での試験が当たり前、既成事実になっているような答弁になっていますので、ぜひともそういうことにならないような手立てを今のうちから努力して何とか与論でも、試験が受けられるような環境にしていただきたいということでございますが、もう一度、その取り組みについてお聞きします。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 現実、この英検も2級までが本町では取得できると。それ以上の級をもって申請できる、例えば、準一級の高いレベルになると、沖永良部に行かなければいけない。本会場が、今は沖永良部会場なので、当然そこまでできる子供をつくらないといけないということと、会場も英検だけになってくるのか、聞いたら、TOEICも、こちらでは全く兼務していない、受けられないという状況なので、せめて英検が、適応できるのが高いところまで与論の会場でできればという、その仕組みも、沖永良部でもう一つぐらいの試験を受けられるようになるのか、それも含めて、今から大島地区全体で、喜界島も同じ状況ですので、働きかけていきたいと思っています。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） 今から住民の大きな声があれば、また状況も変わってくる可能性もありますので、みんなで声を大にして一緒にになって、そういうことが実現する方向で当局も教育委員会も議会も、みんなで一致団結して頑張っていきたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（福地元一郎君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） 先ほどの私の答弁で、住宅戸数を訂正して申し上げたいと思います。

茶花集落が県営住宅も含めまして68戸、立長集落が20戸、城集落が16戸、

那間集落が30戸、合計135公営住宅がございます。

あと町単独住宅としましては、8戸ありますので、合計143戸の住宅を管理、提供しているということです。以上です。

○7番（大田英勝君） ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 7番、大田英勝君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

-----○-----

日程第5 議案第30号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第5、議案第30号「報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山元宗君） 議案第30号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、いじめ防止対策推進法第28条により設置いたしました、与論町いじめ問題調査委員会条例に規定する与論町いじめ問題調査委員会委員長及び委員の報酬について定めるため、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） ただいまの報酬費用弁償の条例の一部改正、いじめ問題調査委員会についてですが、日額1万8000円、委員の方は1万5000円ということで、高いのか低いのかと問われれば、ちょっと高いんじゃないかなという感じはするのですが、これの想定されるメンバーの方々、先ほど確かに一般質問の中で、校外生活連絡協議会委員の方々に兼務させるというような内容の答弁みたいな気がしますが、どういったメンバーの方を想定していらっしゃるのか。かなり金額が高いかなという感じがしますので、それなりの方々かなと思いますので、もう少し細かい説明をいただきたいのと。

例えば、いじめ問題、どこに原因があって、どのような対策をして担保していくのかという調査というのは、1日、2日で終わるようなものでもないと思うのですが、例えば、数日から数週間、場合によっては1ヶ月とかかかった場合に、かなり

の金額になるというのは想定されるのですが、そのあたりをどういった考え方をしていらっしゃるのか説明を求めます。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） お答えします。これは、もし、いじめが重大事態ということで、普通そのようなことがあれば、教育委員会等で、まずは一般的には学校と保護者等で、いろいろお話し合いをされます。

ところが、重大事態で生命に関わるような大きな問題になって、訴訟問題になって、教育委員会の調整、あるいは調査では腑に落ちないということのときに訴えがございます。その時に、県の第三者という形から、いじめ調査委員会というのを設置することになります。その代表者というのが県の弁護士とか、心理福祉士とか、医師であるとかという方々を5人ぐらい専門員を委嘱します。この委嘱は、県の学校教育課に与論町から、こういう人を委嘱していただきたいということで、お願いをして、向こうから人選をして、弁護士なら弁護士会から、医師会からこの方がいいですね、ということで委嘱をされる。その時に、この調査に入る時に、委員長がその中から1人と決められている。そのために報酬はかなり専門を要する人たちを特別にお願いしなければいけないので、御指摘のとおり、この調査がこれまで全部与論町でやったり、アンケートをとったりしたことが、不服だった場合それをあげて向こうで調査をして、もう一回全部調査をやり直すための第三者的調査委員会ということになります。よって、かなりの高度な専門な方々をお願いする関係上、これを決めてから、昨年議会で通過いたしました、この方々の委嘱を県にこれからお願いするという形の流れの中での、この報酬条例をつくっておかないと、実施できないのでということです。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 分かりました。一応、念のため重ねてお聞きします。この金額については、例えば、奄美群島内どこの市町村も、ほぼ同じ金額という考え方になるわけですよね。それと、その調査の期間というのは、ケースバイケースでようけれども、かなり長くなってしまったりすると、それなりの負担、それは町の一般財源になるのか、県から何らかの支援があるのか、というところを重ねてお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 池田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（池田憲司君） 日額の金額につきましては、南3町で統一した動きになるということで、その金額にしてあります。

参考までに、情報公開審査会とか、それから個人情報保護審査会、行政審査会とかの委員長、委員の方々と同額の金額で設定をさせていただきました。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 御質問が、高いのか安いのかということの調査をして、奄美市だけしか設置しておりませんので、こういう形になりました。

それから、これについては、また奄美市と与論町だけが、この条例を通してあります。これは万が一起きてはいけないことだけれども、先ほど出ました防止条例の法案の中で、そういったのも設置するという形になっていましたので、もし起きてから、これを条例を上げて設置するという方法もありますが、設置しておいて、なければ、この報酬も何も適用しないので、そういう意味で万が一のために設置はする。それが逆に、私たちの抑止力として、決してそういう問題を起こさないようにしようということで、議会に提案した時にも申し上げたとおり、現状は和泊町と知名町も、私たちの後に条例化していますので、和泊町、知名町、奄美市、与論町、この1市3町が、この条例をつくっているということになります。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） さっき確認したかったのが、もう1つあって、県がドクターとか、臨床心理士とか、弁護士とか、そういった方々を人選してやっているというお話をでしたが、県から何らかの財政支援があるのか、そこだけ確認します。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 全くこれは県からは予算とか補助はありません。ただ、これについては、そういうことが奄美市で起きた場合、小さな町は負担しきれないので、そういうことを協議に上げてほしいということで、全市町村で話し合いをする中の議題にも取り上げていただいている。

○議長（福地元一郎君） ほかに質問はありませんか。

5番。

○5番（高田豊繁君） この件に関しては、午前中も一般質問をさせていただいて関連するのですが、重大な事態というは、細く去年のいじめ問題調査委員会条例の中でも、重要な事態というのが、説明がちょっとあまり理解ができなかつたのですけれども、見るところによると、例えば30日以上の不登校、いじめが原因と思われる不登校に対しては重大な事態とみなされるといっているのです。例えば、生命が危険な状態という概念だけではなくて、やはり長期不登校は、これは重大な事態に該当するということだと思いますが、教育長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 細かな文書は持っていないませんが、読んでみると、その子の状態が非常に、先ほどありましたように、心の問題、そういったものに対しての同

じ30日でも飛び飛びだったり、お話し合いをされていて体調不良だったりしながらのことと、かなり心理的にストレスを受ける状況に陥っていることと、ありますので、たくさん当たりそうな事案というのは、事例の中には確かにございましたので、今、言葉にして言えませんけれども、丁寧にそこは精査していく必要はあるかと考えています。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 先ほど、沖野議員からは予算面的なことを心配されて質問があつたと思います。私は、仮に自殺とか殺人事件とか、そういうのはなくても重大事件に該当する事件があれば、我々は一般的に言われるのは、インシデントといいます、重大な事件は。そして、事故があつたらアクシデント、その前にサイン的なこともあるわけですが、やはりこういうのは特に速やかに、こういった委員会を招集されて、教育長の重大事態に該当するいろいろなことがあるでしょうが、そういったのを適時御尽力いただきたいと思います。これは要請です。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございました。今文言でというのは申し上げましたが、先ほどの法律にございますので、沖野議員にお答えするということで、お話ししてよろしいですか。重大事態という文言が今見つかりましたので、「1、いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命・心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるととき。2、いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。」というのを大きな2つでは表現しています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第30号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第31号 与論町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第6、議案第31号「与論町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第31号、与論町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、平成30年10月1日より、子どもの医療費の助成について、住民税の非課税世帯の乳幼児を対象に、医療機関等の窓口における自己負担金をなくす制度を導入することに伴い、引用条項等の整備を行うため、与論町子ども医療費助成条例の一部を改正するものです。

御審議のうえ、議決していただきますよう、お願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第31号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号、与論町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、与論町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第32号 与論町税条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第7、議案第32号「与論町税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第32号、与論町税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）による地方税法の改正に伴い、固定資産税の課税標準額の特例に係る割合を定める規定を追加するものです。

御審議され、議決していただきますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明といったします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） いただきました資料だけでは、なかなか理解しがたい内容だったのですが、基本的なところをお伺いしたいと思います。

要するに、中小企業の生産性の向上について設備投資を後押しするという国の方針性に沿って、自治体でも条例改正をして、固定資産税の関係、特例的に整備していくということだと思うのですが、いただきました資料を見てみると、特例措置法実施の対応として、この一部改正の案を提案した後に、議決を受けたら、今度は、国の導入促進指針に基づいて、町が導入促進基本計画を策定しますよというのを書いてあります。

それでは、いつ策定するのか、また、その策定した後に策定内容によって、中小企業から出てきた先端設備等導入計画の認定をするのですよね、町の促進基本計画に沿っているかどうかというのを審査するのですよね、そういう作業があると思うのですが、とりあえず策定はいつ、町の基本計画の策定はいつする予定か。

それから、想定される、例えば、本年度中に想定される件数というか、金額というか、件数ですよね、その事業効果というのは、どの程度想定されるのでしょうか、お伺いします。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） お答えいたします。

これは、生産性向上特別措置法が施行されたことから、これに基づく導入基本計画の策定、そして、固定資産税の特例措置をしなければならないのですが、今現在、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の協議書を作成中です。これを作成いたしまして、九州経済産業局に協議書を提出します。

そして、これで同意を得たものに対して、市町村の固定資産税を3年間ゼロに軽減できる措置を講じることとしております。

そして、固定資産税をゼロとした市町村の中、小規模事業者に対して、ものづくり補助金の優先採択や補助率の引き上げ、いわゆる2分の1から3分の1へ重点支援を講じるということになっています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 私が後半の部分で質問した、与論で具体的に想定される事業効果というか、そのあたりはどういうふうに想定されるのですか。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） はい、お答えいたします。

これには設備投資である機械装置だとか、測定工具、検査工具、器具備品、建物付属備品等の助成ができるわけで、この策定によって3分の1から3分の2に補助率が上がるというのと、また、この採択にあたっては、ないよりは事業計画を策定するにあたって、点数が加算されて採択が緩和されるということで、この期間を通して5件ほど上がってくるのではないかと見込んでおります。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第32号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。これから、議案第32号、与論町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、与論町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第33号 平成30年度与論町一般会計補正予算（第3号）

○議長（福地元一郎君） 日程第8、議案第33号「平成30年度与論町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第33号、平成30年度与論町一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、総務費県補助金1211万5000円、財政調整基金繰入金5797万6000円、繰越金1億5000万円などを追加し、土木費国庫補助金2920万円などを減額計上しています。

次に、歳出の主なものとしまして、商工費リーディングプロジェクト推進事業費1761万3000円、諸支出金庁舎建設基金積立金1億円、諸支出金学校校舎等建築促進基金積立金5000万円などを増額計上しています。

歳入歳出予算に、それぞれ2億656万9000円を追加し、一般会計予算総額42億4690万1000円となっています。

御審議され、議決していただきますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

4番。

○4番（林 敏治君） 17ページのリーディングプロジェクト推進事業、前回のまちづくり事業だと思いますが、これは国の新しい補助金と聞いています。それで前回の予算が約1億8000万円あったと思いますが、その中の1761万3000円というのは、これは配分された金額なのか、あるいはまた町から要望した金額なのか。それと事業の内容を詳しく説明をしていただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） はい、お答えいたします。

事業費につきましては、私どもが要望した事業費の満額だと思っています。

それでは、この事業について、一つずつ説明をしていきたいと思います。奄美群島振興交付金を活用したリーディングプロジェクト事業ということなのですが、スポーツの特性を生かした産業振興事業として群島外から多くの参加が見込まれるスポーツイベントを通して交流人口の増加を図りたいということで、よろんスポーツ交流活性化事業を計画いたしました。詳細については、後ほど御説明いたします。

そして、与論らしい観光スタイルの構築事業として、体験プログラム造成、そして島暮らし体験、島人（しまんちゅ）との交流事業を主体としたモニターツアーを計画しております、ウェルネスプログラム商品開発実証事業、そして、エコツアーガイド人材スキルアップ事業、そして与論民泊受け入れ態勢整備事業、農業体験宿泊等推進事業を計画しています。

そして、具体的に一つずつ説明いたしますと、スポーツ交流活性化事業210万3000円ですが、本町最大のイベントであるヨロンマラソンには、平成30年3月開催の大会で27回を迎えて、全国マラソンランキングでも、3位に輝いたこともあるなど、全国各地より多くのランナーが集まる大会となっています。この一大イベントの開催にあたり、JALグループの御協力をいただき大会前後に大幅に増便をいただいているところですが、大会前日の与論～那覇間の出発便とか、大会翌日の那覇～与論便の出発便の利用率が非常に悪い中で、ヨロンマラソンの大会前後、それぞれ四日間の期間を、準備、片付けなどのボランティア体験モニターツアーを実施して、大会のサービスの質の向上と地域住民の交流促進による地域活性化を図りたいと思っています。

次に、ウェルネスプログラム商品開発実証事業200万円です。与論島の自然環境と島人（しまんちゅ）の優しさを活用した人的交流により、旅行客に対し、癒やしと健康を提供する体験プログラム、商品造成と実施ガイドの人材育成、そして受け入れ体制の構築を図りたいと考えています。食事系において、与論ハーブや薬草

とか、薬膳料理、そして与論の特産品料理の提供プログラム、そして運動系では自然散策とか、ヨガとか、ウォーキング、そして星空観測のプログラム、そしてマインド形では座禅とか瞑想とか、そういうものを提供できるプログラムを実施して、商品開発と実施ガイドの人材育成及び受け入れ体制の構築を図ってまいりたいと思います。

そして次に、エコツアーガイド人材スキルアップ事業ですが、これまでガイドの育成につきましては、平成28年度にガイド連絡協議会を組織化し、通年を通して約10クルーの研修を実施し、ガイドとしての基礎的な知識や技術の習得を図るための研修を実施してまいりました。

しかしながら、ガイドについてレベルがバラバラだとか、説明・知識スキルもバラバラという問題点もあることから、ガイドライン、いわゆる教科書を作成いたしまして、海・陸ガイドの補完・連携を図っていきたいと思っています。与論島のプロフェッショナルなガイドを構築していければと思っています。島の人を中心に講師をお願いし、研修を行い、それぞれが持っているガイドスキル知識の平準化を図りたいと考えています。

次に、与論民泊受け入れ体制整備事業ですが、入込客が増加する一方で、宿泊施設の品質向上と増設は、観光地としての魅力を左右する大きな要因であるため、これまで大型ホテルの誘致や民泊の推進に取り組んできたところですが、ホテルの新設もめどが立たないなか、民泊施設の登録も進めてまいりました。しかし、老朽化している民家も多く、登録後も特に水回りの施設の老朽化などの問題が大きく、受け入れが進んでいないため、民泊施設のリニューアルと、新規事業参入を推進してまいりたいと思っています。

これにつきましては、日本航空においても、地元に根ざした古民家とか、別荘など、JALの航空券を組み合わせたパッケージ商品として、新しい旅の提案を開始していることから、今後は、これについても協力をいただいて誘致していきたいと計画をしているところです。

そして次に、農業体験宿泊等推進事業151万円ですが、旅行の目的の一つには南国生活を体験したいとか、それから地域と密着した活動を体験したいとか、個性豊かな島人（しまんちゅ）と交流がしたい、そして、農業体験をしたいという旅行体系が、今は増えてきているように思います。特に観光地としての雰囲気、閑散期、農繁期の人手不足の問題解決のためにも農業を支援する営農プログラムを通じた地域密着型の着地型観光商品の造成を図るために、期間限定のシェアハウスとして空き家を改修し、ボランティアの方々の滞在施設として提供するとともに、ボランティア活動を通して研修を行い、移住定住のきっかけをつくっていきたいと思い

ます。

ボランティアの募集につきましては、今全国展開されている村おこしNPO法人ECOFFに協力を依頼して募集ができればなと思っています。現在、与論町においても、ECOFFを通して営農ボランティアを募集して、その活動に取り組んでおられる方がおられます、好評のようですので、これも推進してまいりたいと思います。

簡単ですが、以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 詳しい内容を誠にありがとうございました。

1700万円のこの事業は、商工観光課の方々の事業というのは、ものすごい量だと思います。今後この商工観光課長のやる気が、私は見えたのではないかと思い、大変うれしく思います。どうぞ、この1700万円を無駄にしないように、観光のため、与論の発展のために、御尽力いただければ大変ありがたいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかに御質問ありませんか。

2番。

○2番（沖野一雄君） 私は1点だけ確認させてください。19ページの教育総務費、事務局費、使用料及び賃借料の使用料、電算関係かなと思うのですが、つなぐ事業用システム使用料、つなぐ事業用って何ですか。

それと、その下の町単独補助金100万円、県立与論高等学校修学旅行費補助金、私の勉強不足で分かりませんが、毎年与論高校の修学旅行には助成金を出しているのか、あるいは、今回初めてであれば、これからずっと出していくのか、そのあたりを考えれば、なぜ補正で出してくれるのか、そのあたりの説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） つなぐ事業について御説明いたします。これは鹿児島大学と、まさに「つなぐ事業」でございます。そのままの表現ですが。

鹿児島大学とICTを通じ、中学校の職場体験、小学校での必要な教科授業、そういうものを今鹿児島大学が離島に、どう自分たちのノウハウを活かせるかということで、国語の先生、すなわち与論の原田先生が、まず最初に与論から貢献したいということで、向こうの授業をとっているのですが。与論は、インターネットをつないでいるので、その一部をこちらも負担する。向こうも全部職員をこちらにいかせて、交流授業を行ったり、高校で国語の授業を行ったりしているのです。2020年の新しい方針に従って、新しい国語の授業のあり方も変えていかないといけないので、そういうこともノウハウを伝えたいということで、テレビ会議システ

ムを使ってやっています。一番最初は簡単に分かるように、与論の中学校1・2年生に、職業講話という形で、鹿大にいる先生方の鹿大と中学校とを結んで、テレビ会議システムで話をする。向こうは新聞記者とか、与論にない職種の人たちが、コック長であるとか、そういう方々が来て、与論中学校の子供たちが「どうしてあなたは新聞記者になられたのですか」と言うと、向こうから答えてくれる。そういう授業をはじめ、授業そのものを見て、高校の先生がアドバイスをするということもできる。それをとにかくいかに中学校、小学校、高校で活用していくかというトライアルをしていると。そこに私たちも少しでもいいからやると、大学も補助金を費やして頑張りますからということで、双赢になるために、少しだけ使わせていただいているということです。

○議長（福地元一郎君） 池田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（池田憲司君） 与論高校の修学旅行等につきましては、1人当たり2万円ということで、約3年前から続けています。3万円以内ということで、昨年は1万8000円だったと思います。

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第33号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号、平成30年度与論町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、平成30年度与論町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第34号 平成30年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（福地元一郎君） 日程第9、議案第34号「平成30年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山元宗君） 議案第34号、平成30年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入では保険給付費等交付金64万3000円増額計上しています。

歳出では、健康づくり推進事業費を64万3000円増額計上しています。

御審議され、議決していただきますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第34号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号、平成30年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、平成30年度与論町国民健康保険特別会計補正予算

(第2号) は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 承認第2号 専決処分の承認を求めるることについて

(与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○議長（福地元一郎君） 日程第10、承認第2号「専決処分の承認を求めるることについて（与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 承認第2号、専決処分の承認を求める（与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律（平成30年3月31日公布 平成30年4月1日施行）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成30年3月31日公布 平成30年4月1日施行）に伴い、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。

主な改正内容といたしましては、国民健康保険税の基礎賦課額に係る賦課限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正するものです。

御審議され、承認していただきますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） ただいま説明いただいた提案理由の中身、説明がなかった部分、一つか二つ確認を申し上げたいと思います。

1点目は、専決処分といいますのは、議会の権限に属する事項について、首長が代わって行うことと定義がなされているのですが、地方自治法第179条第1項の規定による、そのケースが四つあるのです。御案内のとおりに、議会が成立しないときとか、定数不足で過半数に達しないで会議を開けないときとか、あるいは議会招集の時間的余裕がないことが明らかであると認めるときとか。あるいは議決すべき事件を議会が議決しないときとか、そういった四つの項目があるのですが、そのうちのどれに当たったのかというのが、まず1点目。

それから、もう一つ、条例を見てみると、末尾に施行月日が「4月1日から施行する」となっています。それまで、結局3月31日までに専決処分が終わっていると思うのですが、であれば、専決処分の報告というのは、最初の議会にしなくて

はいけないですが、最初の議会というのは臨時議会も含むわけですよね、4月19日に我々議会は、臨時議会をもっていますが、その時に承認を求めるべきではなかったのかなと私は思うのですが、そのあたりどうなっているのか説明を求めます。

○議長（福地元一郎君）　武東税務課長。

○税務課長（武東真奈美君）　3月31日に改正されましたので、本来は臨時議会でするべきでしたが、6月の補正でする予定にしておりまして、今回上げた次第でございます。

○議長（福地元一郎君）　2番。

○2番（沖野一雄君）　これは、これからのこともありますので、私としては議会の一人として、この件は、ぜひしっかりと専決処分というのではなく、どういった内容のものなのか。そして専決処分した場合は、その後の最初の議会、臨時議会も含む最初の議会にしっかりと、承認を求めなくてはいけないというところをしっかりと理解していただいて、執行部の方は、しっかりとしていただきたいというところをまず指摘しておきたいと思います。

もう一つ、最初の専決処分をする理由をしっかりと提示いただきたいと、おそらく私が予想するに、議会招集の時間的余裕がないことが明らかであると認められると、平成18年に改正されていますが、その部分で専決処分をされたかと思うのですが、これからもいろいろ専決処分事項がたくさん出てくると思いますので、そのあたり、しっかりと執行部の皆さんには、とらえていただいて対応していただきたいと思います。町長に答弁を求めます。

○議長（福地元一郎君）　町長。

○町長（山元宗君）　御指摘のとおりでございます。今後そういうことを踏まえて、きちんとしていきたいと思います。

○議長（福地元一郎君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。

承認第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、承認第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号、専決処分の承認を求めるについて（与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号、専決処分の承認を求めるについて（与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定しました。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

次は、6月21日、本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時30分に繰り下げて開くことにします。定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後4時26分

平成 30 年第 2 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 30 年 6 月 21 日

平成30年第2回与論町議会定例会会議録
平成30年6月21日（木曜日）午後3時22分開議

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

第1 議案第35号 平成30年度与論町一般会計補正予算（第4号）

第2 陳情第3号 町道上畠線の拡幅改良舗装整備について
(環境経済建設常任委員長報告)

第3 陳情第4号 オムツ廃棄処分費無料化について
(総務厚生文教常任委員長報告)

第4 議員派遣の件

第5 閉会中の継続審査・調査について

総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会、新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員会

2 出席議員（10人）

1番 遠山勝也君	2番 沖野一雄君
3番 川村武俊君	4番 林敏治君
5番 高田豊繁君	6番 町俊策君
7番 大田英勝君	8番 野口靖夫君
9番 林隆壽君	10番 福地元一郎君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（17人）

町長 山元宗君	副町長 久留満博君
教育長 町岡光弘君	総務企画課長 沖島範幸君
会計管理者兼会計課長 大角周治君	税務課長 武東真奈美君
町民福祉課長 田畠文成君	環境課長 田畠博徳君
農業委員会事務局長 野口芳徳君	産業振興課長 町島実和君
商工観光課長 山下哲博君	建設課長 町本和義君
教育委員会事務局長 池田憲司君	教育委員会生涯学習課長 朝岡芳正君
水道課長 仁禮和男君	与論こども園長 富千加代君
那間こども園長 田畠綾子君	

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川上嘉久君 記川田美知瑠君

開議 午後3時22分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第35号 平成30年度与論町一般会計補正予算（第4号）

○議長（福地元一郎君） 日程第1、議案第35号「平成30年度与論町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） よろしくお願ひいたします。

議案第35号、平成30年度与論町一般会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの台風6号災害復旧事業予算として、歳入に財政調整基金繰入金2200万円を計上し、歳出に衛生費保健衛生総務費166万円、農林水産事業費耕地関連事業費880万円、土木費道路維持費1016万円、消防費非常備消防費138万円をそれぞれ計上しています。

歳入歳出予算に、それぞれ2200万円を追加し、一般会計予算総額42億6890万1000円となっております。

御審議され、議決していただきますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番。

○5番（高田豊繁君） 今回の補正は、職員の方々の事業課における大変積極的な仕事に対する前向きな姿勢の現れかと思います。

そこで、要請と提案をしたいのですが、先般、一番多かったのは、先ほど被害の概要について総務企画課から資料を見させてもらったのですが、床上浸水、床下浸水、銀座通りの信号付近、それからAコープの付近が、やはり最も激しかったようとして、これは未曾有の大規模な降水、連続雨量と時間雨量がともに大きかったせいもございます。

そういうことで、一つ提案なのですが、県道循環線から上の方に役場も移転するのですが、住宅も数が多くなっています。そういうことで、先ほど産業振興課長と、階段で少し話したのですが、遊水池、県道から下流は、どうしても浸透溝をつくっても機能しない土質、海面との差が低いところでは、浸透溝は、あまり機能し

ないということがございますが、例えば、旧診療所の付近とか中央公民館の上のはう、そういった県道から上流、あるいはムトウさんの所から東側は土質が全く違いますので、浸透溝は機能しないのですが、茶花の上のはうで、なるべく町道は浸透溝を検討していただきて、今後そういうふうにワンクッション、2クッション、3クッションということでおいて、下に流れるように工夫をしていく必要があると思って、今回も緊急的な予算が災害普及で出ていますが、そういうことで、県道から上は浸透溝をなるべく各所に配置をしていくと、これは都会では地下に大きなタンクをつくって、洪水調整をしているのが今現状ですが、与論の場合は、予算的にも無理かと思いますので、そういうことではなくて、県道から下流は土地を確保していただきて、調整池、遊水池をできるようにすれば、一番いいですけれども、こちらはちょっと時間もかかるでしょうから、やはりそういうことで二段構えで、浸透できるところは極力排水路を拡幅する予算から比べましたら、そちらのほうが僕は安くつくと思いますので、水道管あるいは電線とか、そういうのを留意しながら、なるべく浸透溝をつくっていくほうが一番いいのではないかと思います。

それと、Aコーポの北側の付近が、一番被害があったと見ているのですが、予算委員会でも提案したのですが、いざとなったら命が大事ですので、特にあの一帯は、車が通る道がないです。それと道路の建設ができない所ですので、高い所に避難できるような避難路をですね。僕は、この間茶花墓地ということで言ったのですが、いざとなったら津波も想定しなくてはいけないので、そういうときも機能できるように、与論島製糖から、あの一帯の土地をどこか適地を探していただきて、いざという時にすぐ避難できるようなルートを確保していく必要があるのではないかということで、先般の3月議会で沖島総務企画課長にも言ってありますが、各課連携していただきて、このような大雨、豪雨というのは、50年に一度だったのですが、これからまたさらに、頻発する可能性がありますので、横の連携をしっかりとっていただきながら、今後の災害対策に備えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

町長どうですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御提案ありがとうございます。

役場でも町民からも陳情を受けまして、いろいろと役場内でも検討し、これまで町として前耕地課とか建設課とかが、どんな計画をされていたのかというのをまず調査をしたり、それを地図を眺めながら、みんなで検討しあって、早くしなければならないもの、それから、今おっしゃるように、将来に向けて取り組んでいかなければならぬものということを考えながら対応していかなければと、これは町を挙げて

取り組まなければならないことではないかと思っているところです。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 細かいことを申しますと、古里地区は大体600から700ヘクタールぐらいの流域がございまして、源手名側は約200ヘクタールぐらいございますが、理論的に数字的に、時間雨量で攻めていくような論法でいくと、どうしても川の断面を今の数倍以上、3倍、4倍ぐらいの規模、あるいは大規模なため池、調整池、遊水池をつくるなければならないということになるでしょうが、それは現実的に予算的な問題ばかりではなくて、用地的な問題も伴うので、これはやはり難しいかと思います。

100%クリアできる災害対策は、なかなか厳しいところがございますが、できる限り今の被害をより少なく軽減化できるような方策からやつたらどうかという提案でしたので、その段は御理解をいただきたいと、そのように僕は考えています。

町島産業振興課長、どうですか。今の立花地区からウブインジュにかけて、これまで計画されたことはあるかと思うのですが、説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） お答えいたしたいと思います。

やはりそういう水が流れてくる箇所、特に今回の場合は市街地のほうが冠水してしまったということに対しましても、いろいろと案を三つ、四つ準備はしているのですが、なかなかそれをどっちのほうがいいのかなという話もいろいろやっていまして、全島で水対策として、ある程度の遊水池を設けられれば、それから上のほうに、先般の議会でも答弁したとおりなのですが、水を通常から浸透池のようなところから、その水を上に揚げると、そういう方向で対応しようという案とかも、県と相談をしているところです。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） そういう今の計画というのは、やはり短期的、中期的、長期的な区分けをして、今の産業振興課長の考え方は一番理想的ですし、夏場はその水を使ってファームポンドに揚げてから、それを活用するという、大変すばらしい理想的な水利用サイクルの考え方だと思います。すぐできることも必要かと思いますので、できれば数箇所、浸透用の遊水池をつくる必要がありますが、岸元地区あたりでされている、大分あれで違っているのです。岸元地区は浸透用の池を大分確保してございます。それから、第二那間地区もそのようにされています。立花地区も何箇所かございますが、これはまた土砂、ヘドロがたまると、これが機能しない場合がありますので、定期的にそこら辺は上部のたまつた汚泥を除去して浸透能力が高まるように御配慮を要請したいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございません。

2番。

○2番（沖野一雄君） 私は予算書に従って簡単に説明していただければと思います。

町内全域においては、かなりの被害が出ているようですが、歳出の事項別明細の7ページに全部まとめて出ているのですが、まず保健衛生総務費の中の重機借り上げ、どこの場所で、どういったことをされるのか。

あるいは、農林水産業費の耕地関連は、町島課長が説明されたところかと思うのですが、それも含めて。

それから、土木費の道路維持費、場所は町道立長線、私は場所がよく分からなくて、それぞれ消防のほうは、消防自動車の修繕なのですか、そこも含めて、町民福祉課長、産業振興課長、建設課長、総務企画課長、それぞれ簡単に説明いただければと思います。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） ただいま御質問にございました保健衛生総務費ですが、賃金、重機借上等がございますが、これは前浜墓地の東側の所の、もともとそこは私有地なのですが、そちらのほうが大きく決壊、崩れています、大きな石、また大きな大木等々、土石が一緒になって、隣の墓地に崩落している状況です。そこは重機が入りづらい状況がございまして、これから調査しなければいけないのですが、クレーンを使った形で、中型あるいは小型程度の重機を入れる必要があるのかなと思っているところで、工法によっても変わってくるのではないかと思うのですが、ある程度、人手が必要なところもあるものですから、そういう意味を含めまして、作業員賃金と重機借上料を計上させていただいています。

実施については、昔の風葬跡もございますものですから、そういうた所有者の方が3件ほどいらっしゃいまして、そういう方々と御相談のもとに慎重に進めなければと思っています。

消耗品につきましては、浸水があったものですから、消毒等々を行っていまして、消毒液等を含めて消耗品等を計上させていただいています。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 耕地費の耕地関連事業費のことについて御説明いたします。まず修繕料は、第二真正地区が冠水しまして、そこのポンプ小屋が1.3メートルぐらい浸かってしまいまして、電気関係の部品が全て水に浸かったという状況で、その修繕料として150万円を計上させてもらっています。

その次の賃借料なのですが、これは与論等全域の法面崩れに巨石積みを施工する

ために、石はある程度、産業振興課で確保しているものですから、それを利用して、できるだけ安く見積りをしてお願いをしていこうかということです。原材料は、水路がオーバーフローをしてしまって、根っ子とかが現れたりしているところが数件ございまして、その補修に係る費用です。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） それでは御説明いたします。

使用料及び賃借料に553万円ということで計上させていただいているが、これにつきましては、翔龍橋の所に土砂が、長さが12メートル、高さが12メートル、面積で144平米ほど崩れていますが、経過を見ながら大型土のうを積み上げて対処していきたいと思っています。

それから、増木名川、これにつきましては、唯一与論町で準用河川ということで、昭和52年に指定されていますが、それが下流地域のところが氾濫しまして、また川のところにも木とか、いろいろなものがありまして、ここに物が詰まって、隣の畠に土砂を流出しまして、そこを恒久的に土砂の除去とか、伐採とかを含めてしまないと、また上流から大量の水が流れてきますので、除去のための重機借上料を計上してございます。

また、空港トンネルも今回は3メートルという表示看板がありますが、あそこの上まで浸かって、このトンネルが見えないという状況にありました。そこにつきまして、両方にクラゴーがあります。もう一つ隣に沈砂池がございますが、その土砂や泥を取ってみようかなと思って、計上してございます。

それから、工事費ですが、町道立長線、これは光才池先生の家から、立長公民館まで通っている道路があります。その途中に出村吉孝さんの牛舎があります。あの近くが、長さ38メートルにかけまして、擁壁が崩れまして、その中に擁壁と道路の間に水がたくさん流れまして、そこから土砂、路盤が全部下から堀起こされて全部、出村吉孝さんの畠に砂利とか土が散乱しているという状態で、これは危険ということで、これは災害に適用できないものですから、単独で重力式擁壁工で施工しようかなと思っています。

あと、下の補償金、増木名川、3万円とありますが、どうしても増木名川に入っていくためには、ダンプと重機が入っていかなければいけませんので、約3メートル幅60メートルぐらいは土地の地主さんにお願いしまして、サトウキビ補償をいたしまして、そこに入って土砂除去作業をさせていただきたいということで了承をもらっています。3万円計上してございます。

以上です。

○議長（福地元一郎君）　沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君）　お答えいたします。災害のあった当日、信号機付近の商店街が危険だということで、役場から消防団を要請しています。その際、那間分団、昔の那間へき地診療所に消防車が確保されています。そこを出発する際に道路の冠水した所を走行中、水を吸い込んだということで、トラブル発生したものですから、その修繕料を計上してございます。

○議長（福地元一郎君）　2番。

○2番（沖野一雄君）　分かりました。応急処置が必要な箇所を主に、迅速な対応をしていただいたということで、執行部の皆さんのがんばりに、まずは経緯と評価をしたいと思います。御苦労さまでした。

私が気になるのは、応急処置ができるところは、このような形で予算ができるのですが、今から中長期的に取り組んでいかなければいけない。先ほど高田議員からもありましたが、例えば、フェイスブックで全国に流れた信号機周辺の銀座通り、あるいは産業通り、そのあたりの中長期的な、水はけをどうしていくのかという大きな課題だと思いますが、そのあたりの長期的な考え、それから対策、空港の前の先ほど建設課から説明があったように思うのですが、空港へのアクセス、トンネルの北側の方、あそこは私もフェイスブックで見ましたが、3メートル近く水がたまつたということで、それも応急処置をどのようにされるのか、やはり抜本的な対策は必要だと思うのですが、そのあたり特に2点、信号機周辺の水対策と、空港アクセスのトンネル北側付近、その他に、この予算に計上されていない部分が、もしかするとこれ以外から出てくるかもしれない、既に出てるけれども、予算化が間に合わなかったというところもあるかもしれません。そのあたりの考えは、どういうふうに考えていらっしゃるのか、町長、あるいは副町長、答弁をお願いします。

○議長（福地元一郎君）　久留副町長。

○副町長（久留満博君）　ただいまの問題につきましては、本当に50年に一度の大降水量ということもありますし、これまで歴代の担当の課長も、その対策を非常に苦慮されてこられて、結果として想定外の洪水が発生したということです。

そういう中で、これまで、あのウブインジュのところも、ほかのクジリの橋の所もそうなのですが、海にどうやっていかに災害が起きないように流すかという方法が、これまでずっと論じられてきたと思うのですが、先ほど、高田議員からも御指摘がありましたとおり、上流でいかに水量を減らして食い止めるかという工法についても、特にこれまで言われた対策を積極的に取り入れながら、そういうことも参考にしながら、今現在計画をしている産業振興課の事業、あるいは建設課の事業、今後どういった対策がとれるかというのを検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 空港へのアクセスのトンネルは、どうされるのですか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 何度か水没をした経緯がありまして、原因は、ある程度の水量に対しては、横の沈砂池を定期的に整備をしていれば、ああいったことにはならなかつたと思うのですが、今後は、ヘドロのようなものを取り除いたりして、今後の対応をどうすればいいかというのを担当と検討を進めてまいります。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） ゼひ応急処置はもちろんですが、中長期的に大雨が降ったときに、大きな災害にならないように、ゼひ抜本的な対策を早めに検討していただき、フェイスブックで、今はSNSの時代ですので、全国にも流れていますので、しっかりと観光地としての与論のイメージがマイナスにならないように、執行部の皆さん頑張っていただきたいと思います。

あわせて、あと1点だけ、老婆心ですが、こういった災害の場合には、特別交付税全体の中の6%にしかすぎませんが、大体今、一億七、八千万円ぐらいいただいているのですが、災害復旧になりますと、かなりその分の経費というのは、国・県から、しっかりと説明がうまくできれば、財源が手当できるという制度がありますので、総務企画課長あたりを中心に、しっかりと災害復旧費に、これこれの経費がかかりましたということで、しっかりと漏れのないように県に申請していただきて、災害復旧関係の特別交付税をしっかりと財源の手当ができるように、町長、副町長、総務企画課長、努力をいただいたと思いますが、総務企画課長からひと言いですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 例年、特別交付税のヒアリングが9月に予定されていますので、今回補正した分、さらにはもしかすると、ほかにあった場合、そういうのもあわせて要望してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第35号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号については、委員長付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号、平成30年度与論町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、平成30年度与論町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 陳情第3号 町道上畠線の拡幅改良舗装整備について

○議長（福地元一郎君） 日程第2、陳情第3号「町道上畠線の拡幅改良舗装整備について」を議題とします。

環境経済建設常任委員長報告を求めます。

8番。

○8番（野口靖夫君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました陳情第3号、町道上畠線の拡幅改良舗装整備について、審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月15日、金曜日、午後4時40分から全委員出席のもと開催し、執行部から町本建設課長に参与を求めて、現地調査を行い、防災センター1階会議室において審査いたしました。

本路線は、陳情書の中にもありますが、地域の営農面、生活路線として利活用されており、路盤が弱い所や、降雨時の車両等の通行による轍（わだち）や、路面水たまり状況があり、一般交通に不便を来していることから、道路の円滑な通行や機能維持保全のため、拡幅舗装整備の必要性が認められると判断し、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） 環境経済建設常任委員長報告を終わります。

環境経済建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 質疑なしと認めます。これで環境経済建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、陳情第3号、町道上畠線の拡幅改良舗装整備について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第3号、町道上畠線の拡幅改良舗装整備についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号、町道上畠線の拡幅改良舗装整備については、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第3 陳情第4号 オムツ廃棄処分費無料化について

○議長（福地元一郎君） 日程第3、陳情第4号「オムツ廃棄処分費無料化について」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長報告を求めます。

5番。

○5番（高田豊繁君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました陳情第4号、オムツ廃棄処分費無料化について、審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月18日、月曜日、午前9時から全委員出席のもと、防災センター1階会議室で審査いたしました。

本件は、町内における障害のある子供や乳幼児及び寝たきり高齢者を対象とした、オムツ入れごみ袋の無料支給を求める陳情であることから、町民福祉課、田畠課長から該当予定者数、環境課、林主事補からごみ袋の価格等について聞き取りを行いました。

その結果、該当する障害児童が5人、在宅寝たきり高齢者が32人、ゼロ歳から3歳までの乳幼児が129人で、ごみ袋の単価は500枚入りで2万1264円ということであり、年間の必要予算額の試算を行いつつ、対象家庭の負担の軽減を図る必要性は極めて高いのではないかという意見で一致いたしました。

よって、本町における障害児や在宅寝たきり高齢者を抱える家庭の負担の軽減、さらには少子化対策及び子育て支援対策としての必要性の観点から本陳情については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） 総務厚生文教常任委員長報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 質疑なしと認めます。これで総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、陳情第4号、オムツ廃棄処分費無料化について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第4号、オムツ廃棄処分費無料化についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号、オムツ廃棄処分費無料化については、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議員派遣の件

○議長（福地元一郎君） 日程第4、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第5 閉会中の継続審査・調査について

○議長（福地元一郎君） 日程第5、閉会中の継続審査・調査についてを議題としま

す。

総務厚生文教、環境経済建設、広報常任委員会、議会運営委員会、新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（福地元一郎君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第2回与論町議会定例会を閉会します。

—————○—————

閉会 午後4時00分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 福地元一郎

与論町議会議員 遠山勝也

与論町議会議員 町俊策